

平成 29 年度 第 4 回

高知市障害者計画等推進協議会 資料

日時：平成 30 年 1 月 10 日（水）18：30—21：00

場所：総合あんしんセンター 3階 大会議室

## 目次

高知市障害者計画等推進協議会委員名簿 . . . P. 1

高知市障害者計画等推進協議会条例 . . . P. 2

### <報告・協議事項>

1 次期障害者計画（平成 30～32 年度）その他施策素案 . . . P. 4

2 障害のある人の現状 . . . P. 5

3 次期障害福祉計画（平成 30～32 年度）・

第 1 期障害児福祉計画（平成 30～32 年度）素案 . . . P. 14

## 高知市障害者計画等推進協議会 委員名簿

委嘱期間:平成 28 年4月1日～平成 31 年3月 31 日

	氏名	所属・役職等
1	小嶋 友乃	公募委員
2	川村 郁子	高知県立療育福祉センター発達支援部部长
3	澁谷 文香	NPO 法人ブルースター就労サポートセンターかみまち所長
4	下田 和正	公募委員
5	鈴木 孝典	高知県公立大学法人高知県立大学社会福祉学部准教授
6	曾根 美智子	(社福)高知市社会福祉協議会 共に生きる課障害者相談支援担当主監
7	高橋 博規	公募委員
8	竹岡 京子	高知市手をつなぐ育成会副会長
9	竹島 和賀子	NPO 法人高知県難病団体連絡協議会理事長
10	中屋 圭二	NPO 法人高知市身体障害者連合会会長
11	久武 稔幸	(社福)ファミーユ高知 高知ハビリテーリングセンター主任
12	松尾 美絵	高知市精神障害者家族会連合会会長
13	松本 郁夫	(社福)太陽福祉会高知障害者就業・生活支援センターシャイン所長
14	矢野川 祥典	高知大学教育学部附属特別支援学校教諭 進路担当
15	山本 博之	(社福)昭和会福祉牧場おおなろ園施設長
16	横田 彰	高知市民生委員児童委員協議会連合会五台山地区会長

## ●高知市障害者計画等推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第51号)

(設置)

第1条 高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）及び高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 障害者計画及び障害福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の見直しに関すること。
- (5) 障害者計画と障害福祉計画との調和に関すること。
- (6) その他障害者計画及び障害福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 障害のある者の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 教育、就労及び雇用関係団体の代表者
- (6) 高知市自立支援協議会の代表者
- (7) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第4号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年5月9日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

## ＜報告・協議事項＞

### 1. 次期障害者計画（平成30～32年度）

その他施策素案

※第3回推進協議会（平成29年12月1日  
開催）配布資料参照

## 2. 障害のある人の現状

# 障害のある人の現状

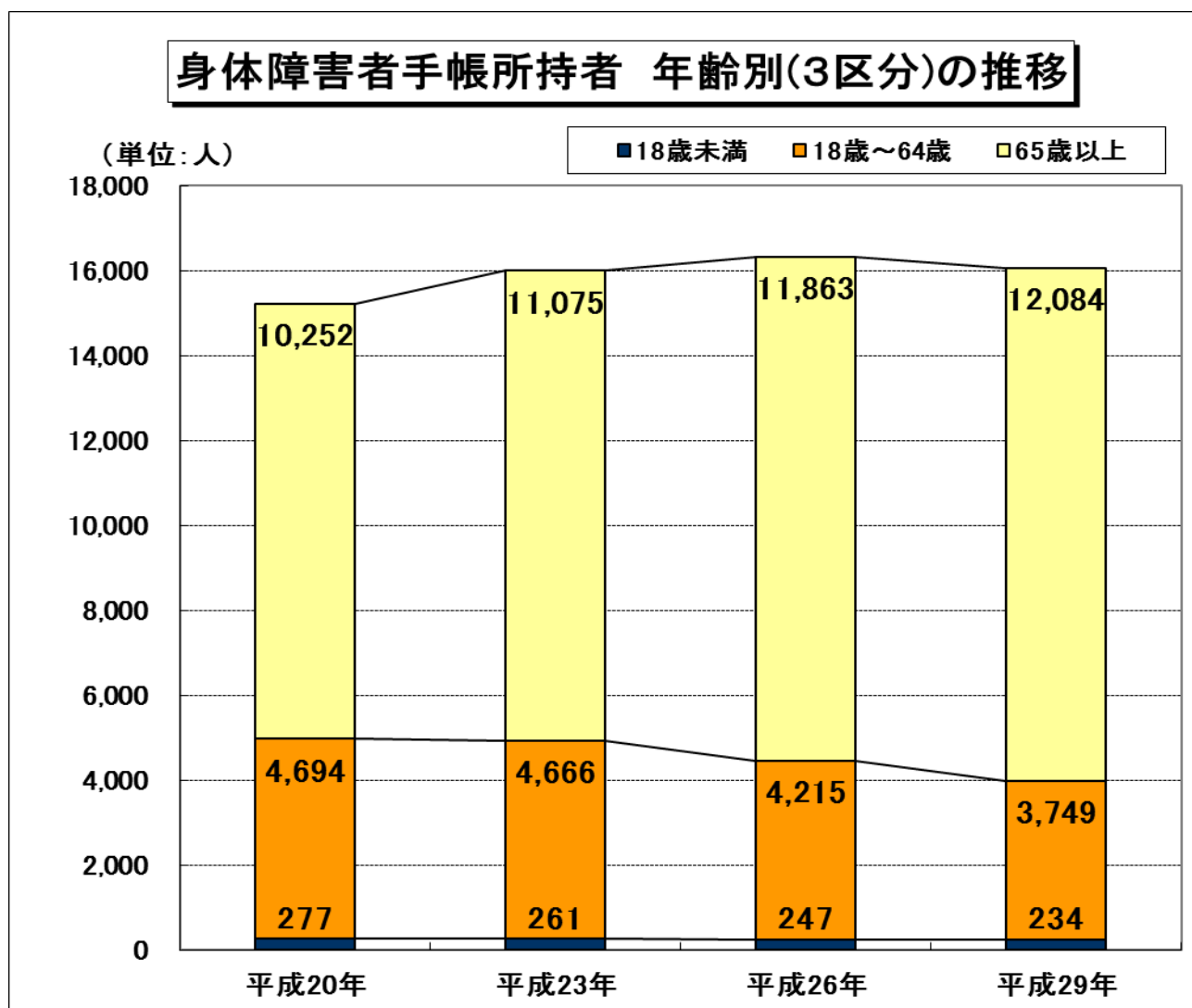
## 1-1 身体障害者

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、年々増加傾向にありましたが、平成29年度においては若干の減少に転じています。

平成20年から29年までの間に、年齢別(3区分)では65歳未満が減少しているのに対して、65歳以上は9年間で18%増加しています。

本市全体では65歳以上が過去9年間で25%増加(平成20年:75,028人⇒平成29年:94,032人)しており、身体障害のある人も高齢化が進んでいるといえます。

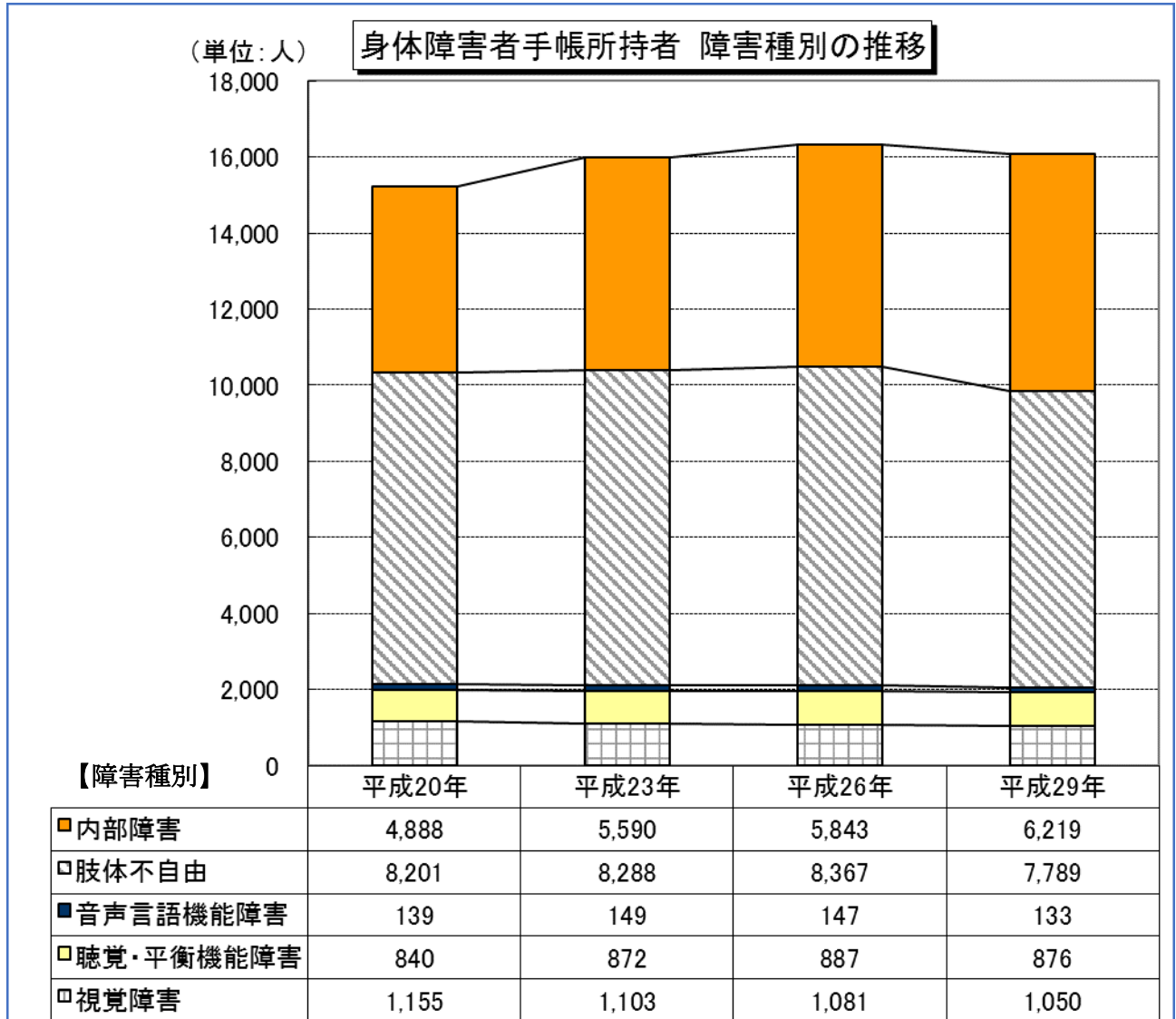


(各年3月末時点)



## (2) 障害種別の推移

身体障害者手帳所持者数を障害種別ごとに見ていくと、特に内部障害※の伸びが最も大きく(平成20年から29年までの間に27%増)、次いで聴覚・平衡機能障害※が伸びています(同4%)。



(各年3月末時点)

※ 内部障害

心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度と認められる障害をいう。

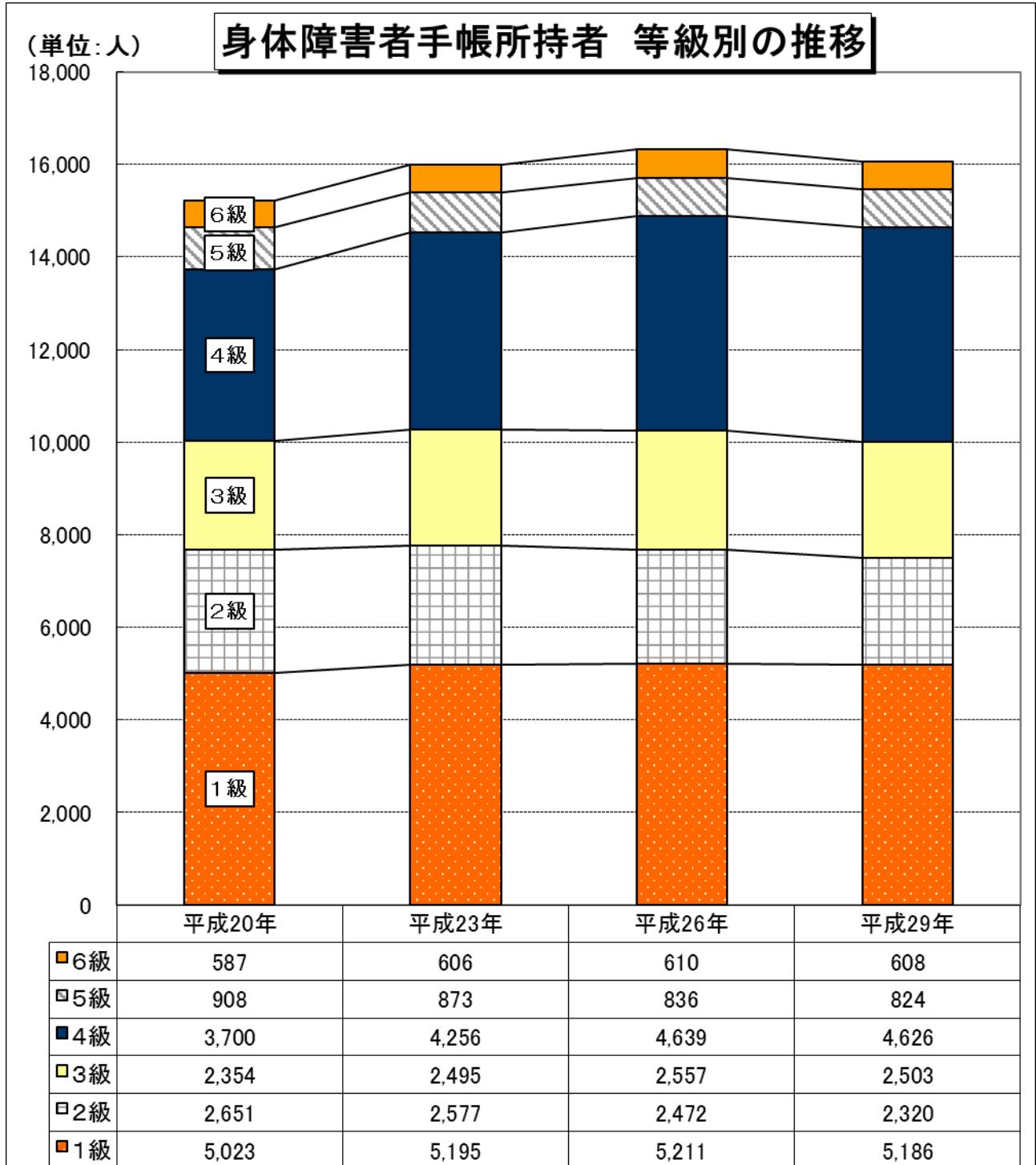
※ 聴覚・平衡機能障害

聴覚機能や体を正常な位置に保つ機能の障害をいう。

聴覚障害については両耳の聴力がそれぞれ70dB以上の者(40cm以上の距離で発声された会話が理解できない。)、一方の耳の聴力が90dB以上で他方の耳の聴力が50dB以上の者、平衡機能については著しい障害のある人をいう。

### (3) 等級別の推移

身体障害者手帳所持者数を等級別に見ていくと、平成20年から29年までの間に、1級は3%増、3級は6%増、4級は25%増、6級は4%増となっており、全体的に4級の比率が高まっています。



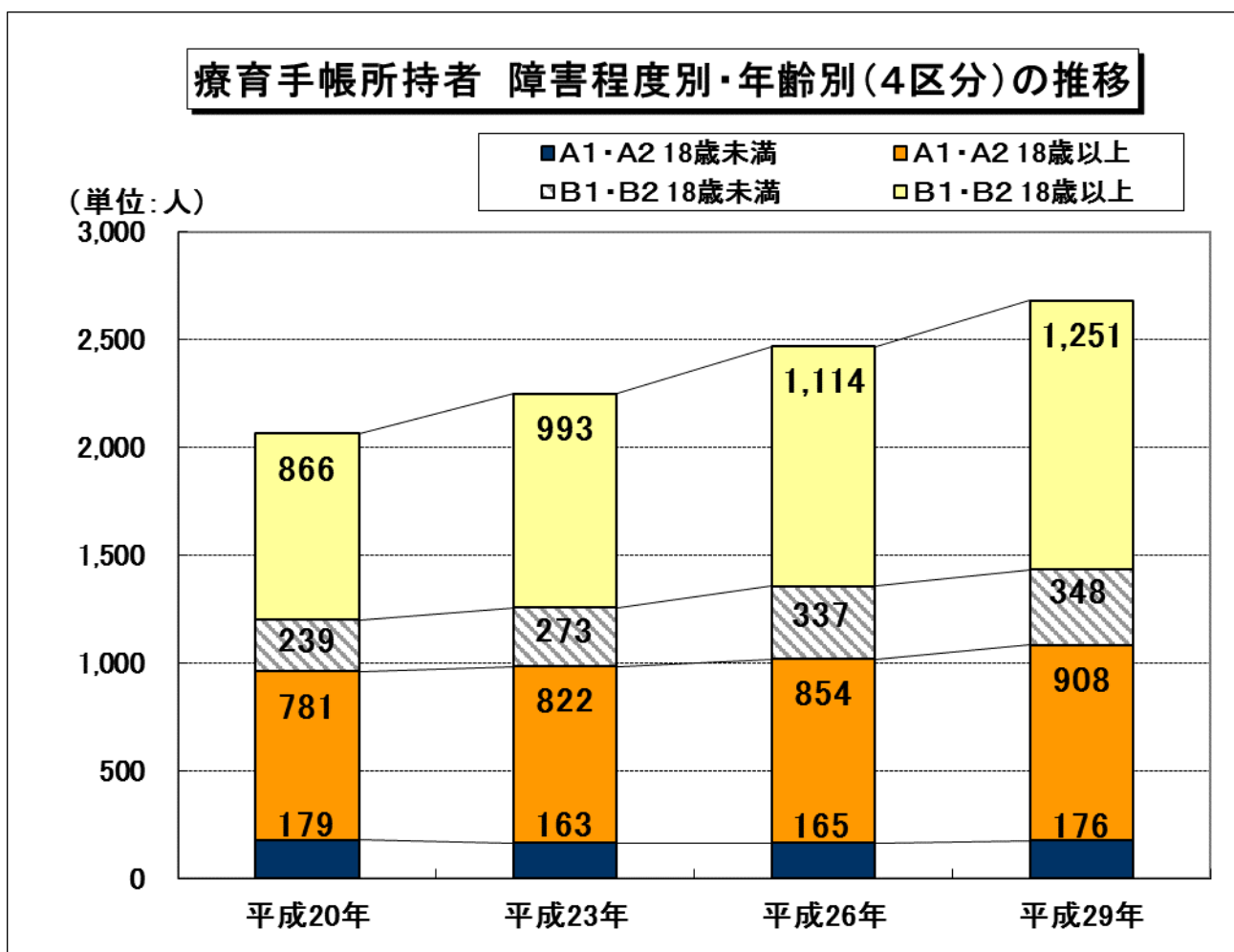
(各年3月末時点)

## 1-2 知的障害者

### (1) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳※所持者数の推移は、年々増加傾向にあります。

平成20年から29年までの間に、障害程度別・年齢別(4区分)では、中度・軽度については18歳未満が46%増加, 18歳以上で44%増加しています。また、最重度・重度については、18歳未満が2%減少しているのに対して、18歳以上は16%増加しています。



(各年3月末時点)

\* 療育手帳の障害程度が A1 及び A2 を最重度・重度, B1 及び B2 を中度・軽度とした。

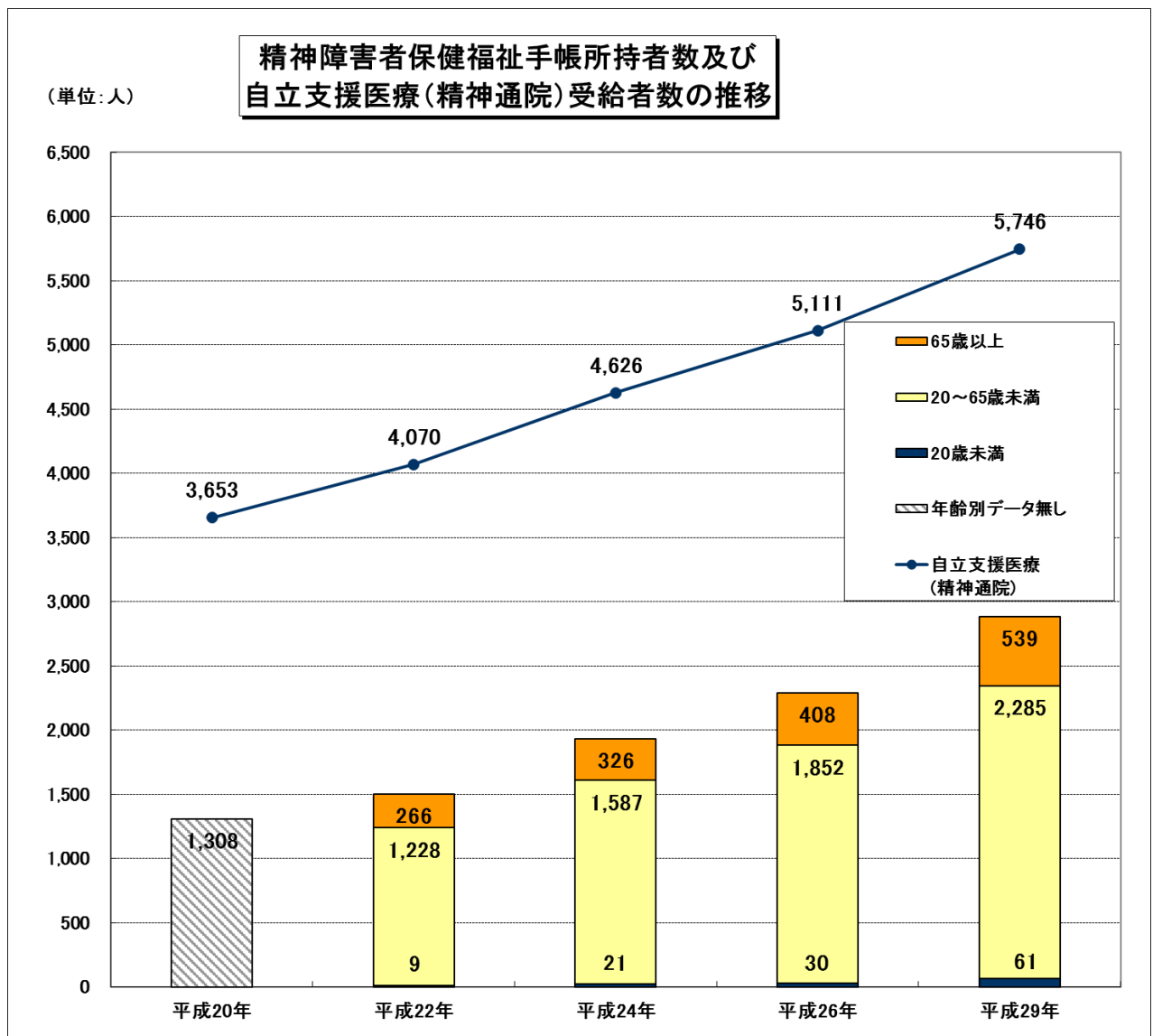
※ 療育手帳

知的障害のある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳で、高知県療育福祉センターにおいて、知的障害者であると判断された人に対して交付される手帳をいう。

## 1-3 精神障害者

### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数，自立支援医療（精神通院）受給者数とも増加しています。

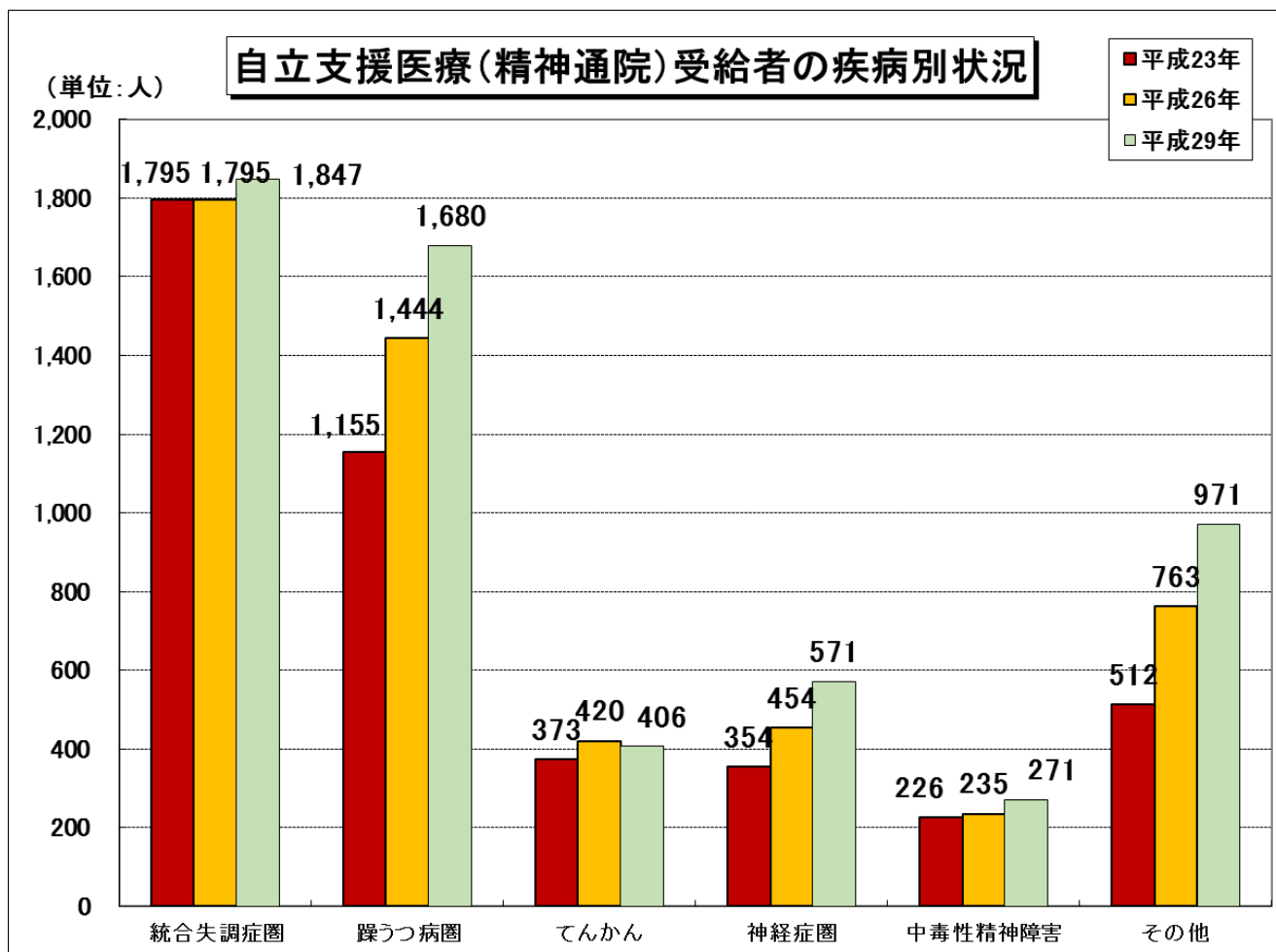


(各年3月末時点, 高知県提供)

\* 平成20年は年齢別データ無し。

## (2) 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病別状況

自立支援医療（精神通院）受給者の疾病別状況を見ると、統合失調症圏※が最も多く、次いで躁うつ病圏となっています。

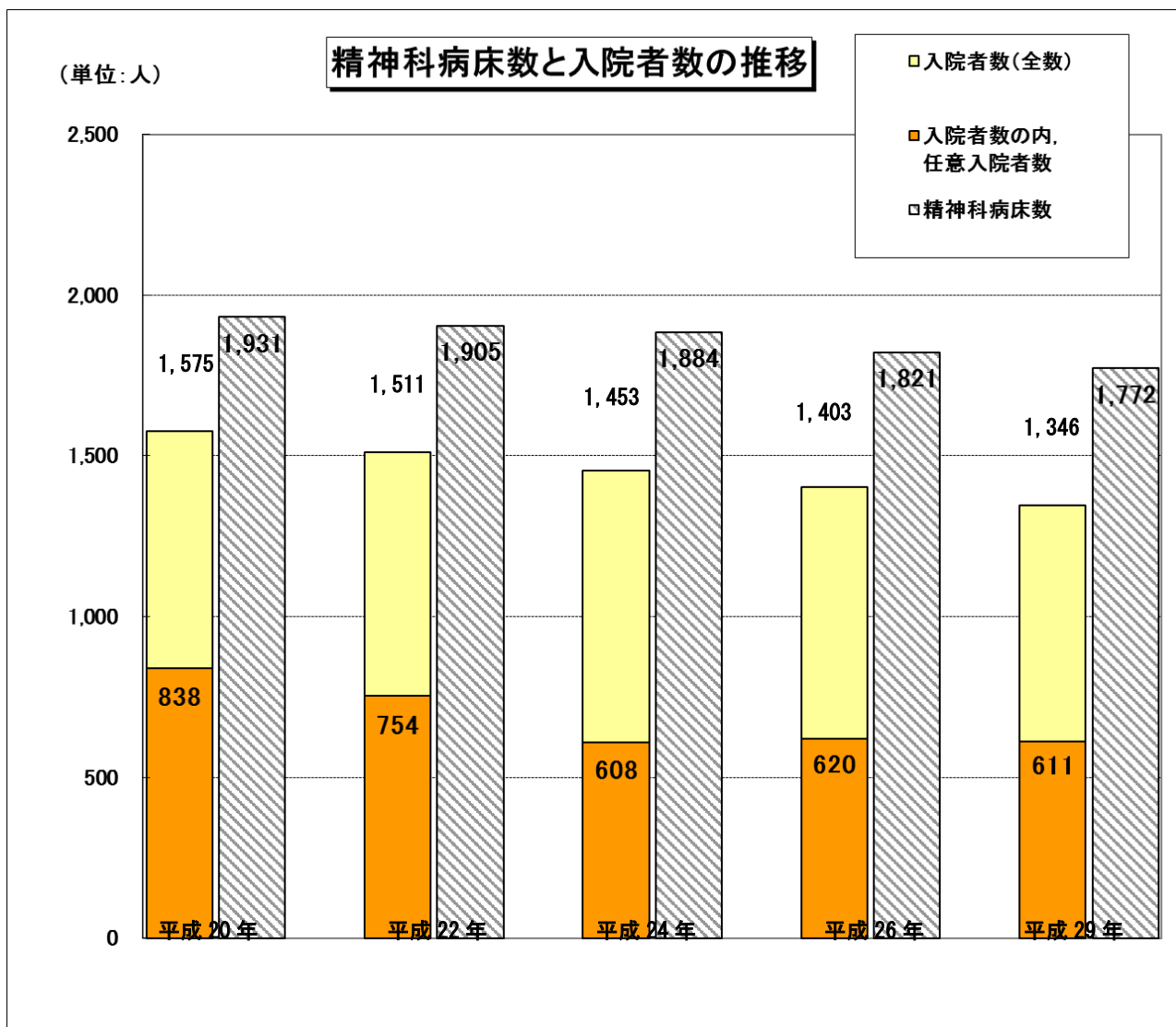


(各年3月末時点, 高知県提供)

※ 統合失調症圏  
統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害等

### (3) 精神科病床数と入院者数の推移

精神科病床数と入院者数の推移は、病床数・入院者数とも減少傾向にあります。



(各年3月末時点, 高知県提供)

## 1-4 難病※

### (1) 特定医療費※受給者数の推移

特定医療費受給者数の疾病別状況をみると、神経・筋疾患が最も多く、次いで消化器系疾患、免疫系疾患となっています。

疾患群	人数	割合
神経・筋疾患(79疾病)	814	28.5%
消化器系疾患(20疾病)	592	20.7%
免疫系疾患(26疾病)	462	16.2%
骨・関節系疾患(13疾病)	222	7.8%
皮膚・結合組織疾患(16疾病)	181	6.3%
血液系疾患(11疾病)	151	5.3%
呼吸器系疾患(13疾病)	141	4.9%
腎・泌尿器系疾患(12疾病)	83	2.9%
視覚系疾患(6疾病)	80	2.8%
内分泌系疾患(16疾病)	59	2.1%
循環器系疾患(17疾病)	49	1.7%
代謝系疾患(34疾病)	23	0.8%
その他(43疾病)	1	0.0%
合計	2858	100.0%

平成28年3月末(306疾病)

※ 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることになるもの。

※ 特定医療費

支給認定を受けた指定難病の患者が、支給認定の有効期間内において、特定医療を受けたときに、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、当該指定特定医療に要した費用について支給されるもの。指定難病とは、難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること等の要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見をきいて指定するもの。

### 3. 次期障害福祉計画（平成 30～32 年度）・

第 1 期障害児福祉計画（平成 30～32 年度）素案



## 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 1-1 趣旨

国の障害保健福祉施策においては、障害のある人や子どもが、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度が整備されてきたところです。

平成18年度には障害者自立支援法の施行により、市町村に対して障害福祉計画の作成が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年度から施行されるとともに、市町村に対して障害児福祉計画の作成が義務付けられ、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための仕組みが導入されることとなりました。

本市においては、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即し、地域において必要な障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援並びに地域生活支援事業等が提供されるよう、障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に作成し、取り組んでいきます。

	H18~H20	H21~H23	H24~H26	H27~H29	H30~H32
障害福祉計画	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
障害児福祉計画	—	—	—	—	第1期

## 1-2 基本理念

国の基本指針においては、次の掲げる基本的理念に配慮して市町村計画を作成することとされています。

- ・障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・障害児の健やかな育成のための発達支援

## 1-3 計画の基本的な考え方

1-2の基本理念を踏まえ、次に掲げる基本的な考え方のもと、取り組んでいきます。

### ① 障害福祉サービスの提供体制の確保

各個人が必要なサービスを受けることができるよう、また適切なサービスを選択し、充実した日々を送ることができるよう、訪問系及び日中活動系サービスの充実に努めます。

また、地域における居住の場としてのグループホームの充実や地域生活支援拠点等の基盤整備を行うことで、入所等から地域生活への移行を図り障害のある人の地域生活を支援していきます。

就労移行支援事業の推進や関係機関との連携により、障害福祉施設から一般就労への移行に取り組んでいきます。

## ② 相談支援の提供体制の確保

福祉に関する各般の問題について障害のある人等からの相談に応じる体制の整備に加え、相談支援の中核となる基幹相談支援センターを設置し、相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行っていきます。

また、障害のある人等への支援体制の整備を図るため、自立支援協議会において地域課題の解決に向けた協議を行っていきます。

## ③ 障害児支援の提供体制充実

障害のある子どもの早期発見や支援そして健全な育成を進めるため、母子保健や子育て支援の担当部局や学校等との連携に努めていきます。

重症心身障害児、医療的ケア児に対する支援体制の充実を図るため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、地域における課題等について検討を行っていきます。

## 1-4 成果目標・活動指標

国の基本指針に即し、次に掲げる事項を「成果目標」及び「活動指標」として各サービス等の見込量を設定します。

### 【成果目標】

#### ① 福祉施設※入所者の地域生活への移行（地域生活移行者数，施設入所者数）

※福祉施設…ここでは障害者支援施設を指します。

#### ② 福祉施設※から一般就労への移行等（一般就労移行者数，就労移行支援事業利用者数，就労移行率，職場定着率）

※福祉施設…ここでは生活介護事業所，自立訓練事業所，就労移行支援事業所，就労継続支援事業所を指します。

#### ③ 地域生活支援拠点の整備

#### ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

## **【活動指標】**

### **① 障害福祉サービスの見込量**

#### **・日中活動系**

生活介護, 自立訓練(機能訓練), 自立訓練(生活訓練), 宿泊型自立訓練  
就労移行支援, 就労継続支援A型, 就労継続支援B型, 短期入所  
療養介護

#### **・居住系サービス**

共同生活援助, 施設入所支援

#### **・訪問系サービス**

居宅介護, 重度訪問介護, 行動援護, 同行援護

### **② 障害児通所支援の見込量**

児童発達支援, 医療型児童発達支援, 放課後等デイサービス  
保育所等訪問支援

### **③ 相談支援の見込量**

計画相談支援, 障害児相談支援, 地域移行支援, 地域定着支援

### **④ 平成30年度からの新規サービスの見込量**

就労定着支援, 自立生活援助, 居宅訪問型児童発達支援

### **⑤ 地域生活支援事業の見込量**

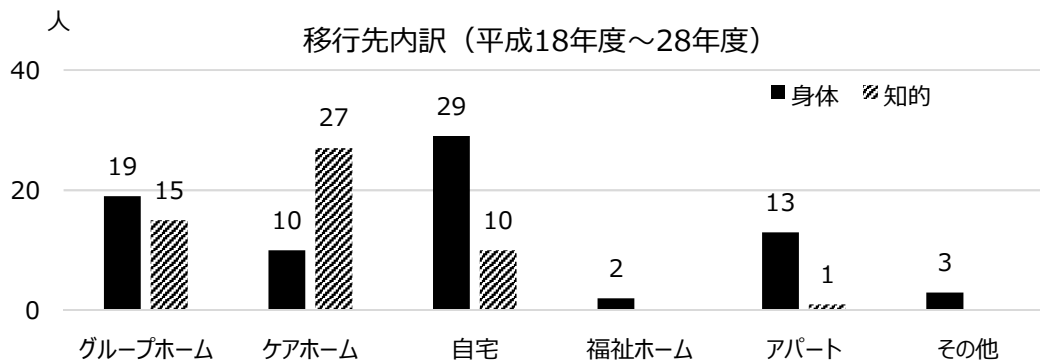
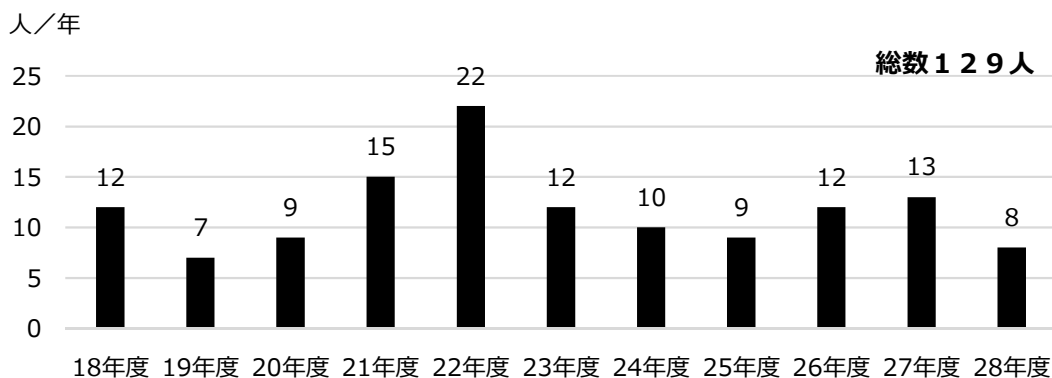
## 2 成果目標

### 2-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

第1期から第4期までの計画に引き続き、施設入所者の地域生活への移行について取り組んでいきます。

#### 2-1-1 福祉施設からの地域生活への移行者数

##### 地域移行実績



##### 目標値

平成29年度から平成32年度末までに  
福祉施設から地域生活へ移行する人の目標値

**37人**

平成28年度末時点の施設入所者数413人の約9%にあたる37の方が、地域生活へ移行することを目標値として設定します。地域生活を目指す方が、安心して暮らしていけるよう、相談支援事業所等との連携を図るとともに、グループホームの整備に努めていきます。

## 2-1-2 施設入所者数

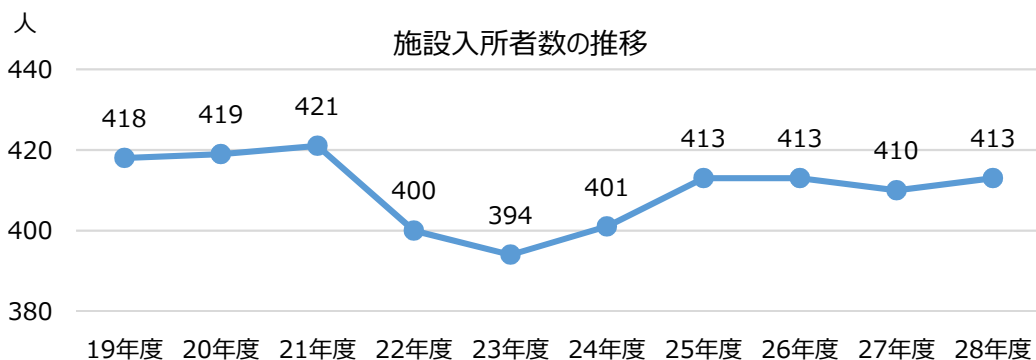
### 施設入所者数実績

単位：人（数値は各年度末時点）

施設種別／年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
身体療護施設	128	132	130	126	0	—	—	—	—	—
身体更生施設	14	17	21	0	0	—	—	—	—	—
身体授産施設	16	13	12	6	0	—	—	—	—	—
知的更生施設	228	228	198	188	166	—	—	—	—	—
知的授産施設	29	26	24	23	12	—	—	—	—	—
障害者支援施設	3	3	36	57	216	401	413	413	410	413
<b>合計</b>	<b>418</b>	<b>419</b>	<b>421</b>	<b>400</b>	<b>394</b>	<b>401</b>	<b>413</b>	<b>413</b>	<b>410</b>	<b>413</b>

※加齢児（障害児施設に入所しながら、施設入所支援の決定を受けている者）を除く

※22年度…身体療護施設と障害者支援施設の重複1名有



### 目標値

平成32年度末の施設入所者数	<b>413人</b>
----------------	-------------

施設入所者数については、多くの待機者がいる中で削減することは困難であると見込まれるため、平成32年度末時点においては、平成28年度末時点の入所者数を上回らないことを目標とします。

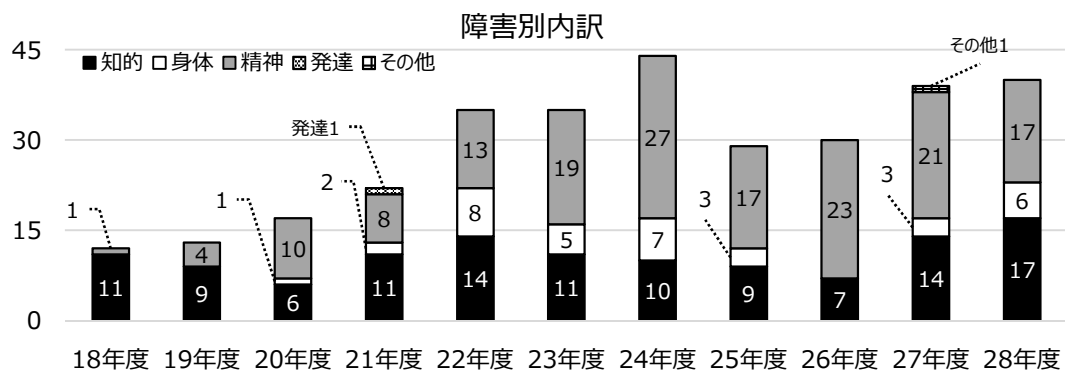
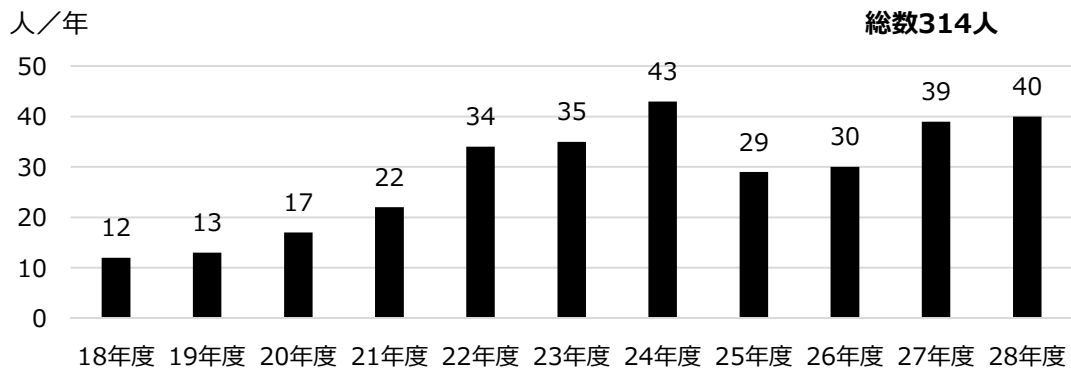
なお、障害の程度や家族の状況により、施設への入所を必要とされる方については、継続して支援を行っていきます。

## 2-2 福祉施設から一般就労への移行等

第1期から第4期までの計画に引き続き、福祉施設からの一般就労への移行について取り組んでいきます。また、一般就労後の定着についても、平成30年度より創設される「就労定着支援」を通じて支援を行っていきます。

### 2-2-1 一般就労への移行者数

#### 一般就労実績



※平成22, 24年度にそれぞれ身体・知的の重複者1名あり

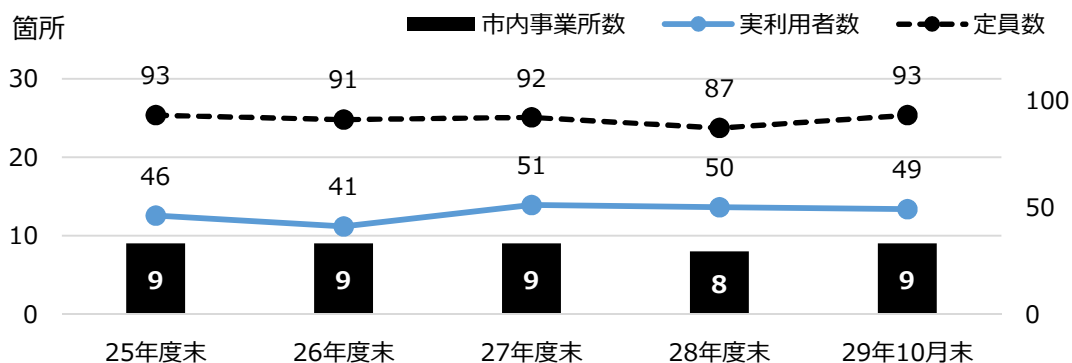
#### 目標値

平成32年度1年間における 福祉施設からの一般就労者数	<b>50人</b>
--------------------------------	------------

就労検討会において、障害のある人の就労に関わる事業所への障害特性の理解に関する研修会等を開催し、一般就労の促進に取り組みます。

## 2-2-2 就労移行支援事業利用者数

### 就労移行支援事業所数と利用者数の推移



### 目標値

平成32年度末時点における 就労移行支援事業利用者数	<b>60人</b>
-------------------------------	------------

利用者数については、横ばいで推移していますが、平成29年度に入り1事業所増え、定員数も増加しているため、今後利用者数については増加するものと見込まれます。

平成32年度末における利用者数について、平成28年度末時点の1.2倍にあたる60人を目標値として設定します。



## 2-2-3 就労移行率

### 就労移行率<sup>(※1)</sup>に関する調査結果

	調査対象事業所数 (※2)	左記のうち就労移行率3割以上の事業所数	就労移行率3割以上の事業所の全体に占める割合	全国数値 (H29.3.8開催 障害保健福祉関係主管課長会議資料より抜粋)
平成26年度	8箇所	5箇所	62.5%	33.1%
平成27年度	8箇所	4箇所	50.0%	37.6%
平成28年度	8箇所	4箇所	50.0%	40.0% (見込み)

※1) 就労移行率…一般就労へ移行した人の割合を示すものですが、算出方法は以下のとおりです。

平成27年度の算出例…平成27年度中に一般就労した人数／平成28年4月1日時点の利用者数

※2) 調査対象事業所は、平成29年10月末時点において現に運営している事業所であり、かつ一般就労の実績を有する事業所を対象としています。

### 目標値

平成32年度末時点における就労移行率3割以上の事業所の全体に占める割合	<b>50%以上</b>
-------------------------------------	--------------

就労移行率については、26年度から若干下がってはいますが、全国平均を上回る形で推移しています。

平成32年度末時点においては、現状を下回らない形の50%以上を目標値として設定します。

## 2-2-4 職場定着率

### 参考(全国数値)

障害者就業・生活支援センター(※)における就職者の職場定着率

	6か月後定着率	1年後定着率
平成26年度	83.9 %	75.5 %
平成27年度	84.4 %	76.5 %

H29.3.8開催 障害保健福祉関係主管課長会議資料より抜粋

### 参考(県内数値)

県内の障害者就業・生活支援センターにおける就職者の職場定着率

センター名称	支援地域	平成27年度	平成28年度
シャイン	高知市,土佐市,いの町,佐川町,越知町,仁淀川町,日高村	86.3%	84.2%
ラポール	四万十市,宿毛市,土佐清水市,黒潮町,三原村,大月町	60.0%	68.2%
ゆうあい	南国市,香南市,香美市,大豊町,本山町,土佐町,大川村	77.8%	83.3%
ポリス	芸西村,安芸市,安田町,田野町,馬路村,北川村,奈半利町,室戸市,東洋町	80.0%	80.0%
こうばん	須崎市,中土佐町,津野町,四万十町,梶原町	—	69.2%

高知労働局ホームページ内資料より抜粋

### 目標値

各年度における就労定着支援による 支援開始から1年後の職場定着率	<b>70%以上</b>
-------------------------------------	--------------

30年度からの新たなサービスであり、事業所におけるノウハウの蓄積も必要であると考えられるため、70%を基準に段階的に向上させることを目標とします。

職場定着を促進するため、指定特定相談支援事業所、教育機関、就労支援事業所等と、関係機関が集まって、就労が定着する体制づくりについて検討していきます。また、就労定着支援を通じて、関係機関と連携し、企業等に対する障害特性の理解促進に努めていきます。

※障害者就業・生活支援センター

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。公共職業安定所、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなどを行います。

## 2-3 地域生活支援拠点等の整備

第4期計画に引き続き、地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

障害のある人や子どもの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点には次のような機能が求められています。

- ① 相談(施設・病院からの退所・退院, 親元からの自立等)
- ② 体験の機会・場(一人暮らし, グループホーム等)
- ③ 緊急時の受け入れ・対応(短期入所の利便性・対応力向上等)
- ④ 専門性(人材の確保・養成, 連携等)
- ⑤ 地域体制づくり(サービス拠点, コーディネーターの配置等)

地域生活支援拠点については、これまで自立支援協議会において議論を行い「面的整備」の形で地域生活支援拠点を整備していく方針としています。

第5期計画においても、本市に求められる支援体制や地域生活支援拠点等の基盤整備について、自立支援協議会において協議をしながら取り組んでいきます。

## 2-4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成27年度に、保健・医療・福祉の支援者で設置した「高知市精神障害者地域移行支援者会議(地域いこうかい)」を、当事者や家族も含めて地域移行の現状や先進的な取り組みを学び、あわせて本市における課題の共有や検討を行う場として継続するとともに、平成30年度末までに、保健・医療・福祉の関係機関等の代表者や実務者による協議の場も新たに設置し、地域移行の取組を促進します。

## 2-5 障害児支援の提供体制の整備等

平成30年度に子ども発達支援センターを中心に、保健・医療・障害福祉、保育教育等の関係機関と、障害のある子どもの保護者等を含めて、課題の共有と協議する場を設置します。

### 3 活動指標

#### 3-1 障害福祉サービスの見込量

##### 3-1-1 日中活動系

※見込量は各年度における月平均値

	30年度	31年度	32年度
生活介護	14,860 人日/月	15,040 人日/月	15,230 人日/月
人数	770 人/月	780 人/月	790 人/月
自立訓練(機能訓練)	290 人日/月	290 人日/月	290 人日/月
人数	15 人/月	15 人/月	15 人/月
自立訓練(生活訓練)	680 人日/月	770 人日/月	770 人日/月
人数	52 人/月	60 人/月	60 人/月
宿泊型自立訓練	380 人日/月	410 人日/月	435 人日/月
人数	14 人/月	15 人/月	16 人/月
就労移行支援	900 人日/月	930 人日/月	960 人日/月
人数	56 人/月	58 人/月	60 人/月
就労継続支援(A型)	3,340 人日/月	3,340 人日/月	3,450 人日/月
人数	165 人/月	165 人/月	170 人/月
就労継続支援(B型)	14,800 人日/月	16,000 人日/月	17,400 人日/月
人数	900 人/月	975 人/月	1,060 人/月
短期入所	850 人日/月	880 人日/月	910 人日/月
人数	115 人/月	120 人/月	125 人/月
療養介護	105 人/月	105 人/月	105 人/月

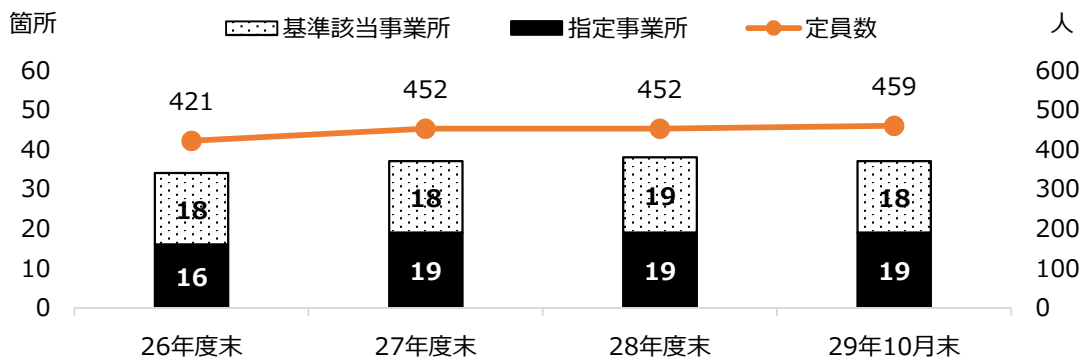
※人日とは、日中活動系サービスの供給量を示す単位

## ① 生活介護

### サービスの概要

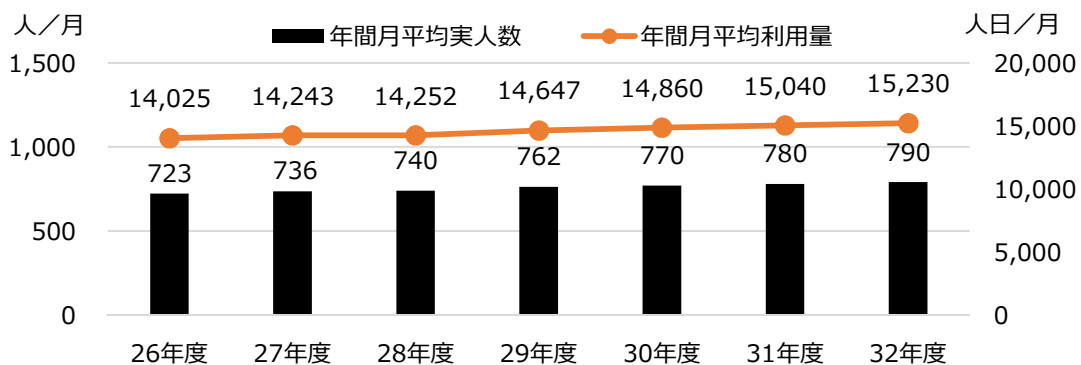
障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な援助を要する障害のある人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行います。

### 事業所数及び定員の推移



※基準該当事業所は空床型であるため、定員数については、指定事業所分のみになります。

### 実績及び見込量



平成26年度から28年度までの実績においては、実利用者数及び利用量ともに微増傾向にあります。

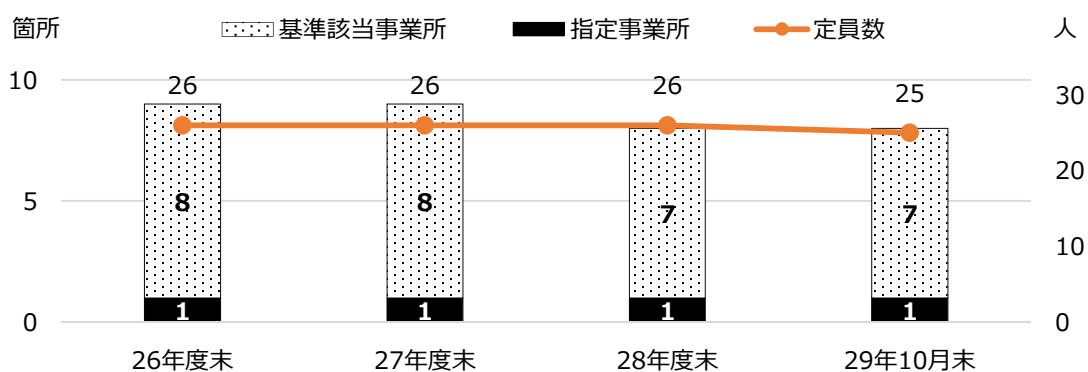
事業所数についても近年大幅な増減はみられないことから、実利用者及び利用量ともに微増傾向で推移するものと見込みます。

## ② 自立訓練(機能訓練)

### サービスの概要

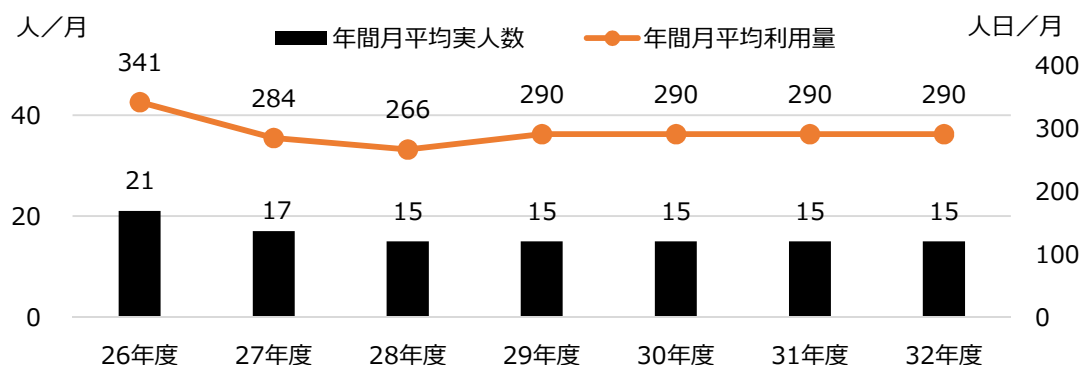
身体障害者又は難病等対象者に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、または対象者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

### 事業所数及び定員の推移



※基準該当事業所は空床型であるため、定員数については、指定事業所分のみになります。

### 実績及び見込量



当該サービスは基本的に1年6か月の標準利用期間が設定されているサービスであるため、過去の実績において、年度によって増減がみられる状況となっています。

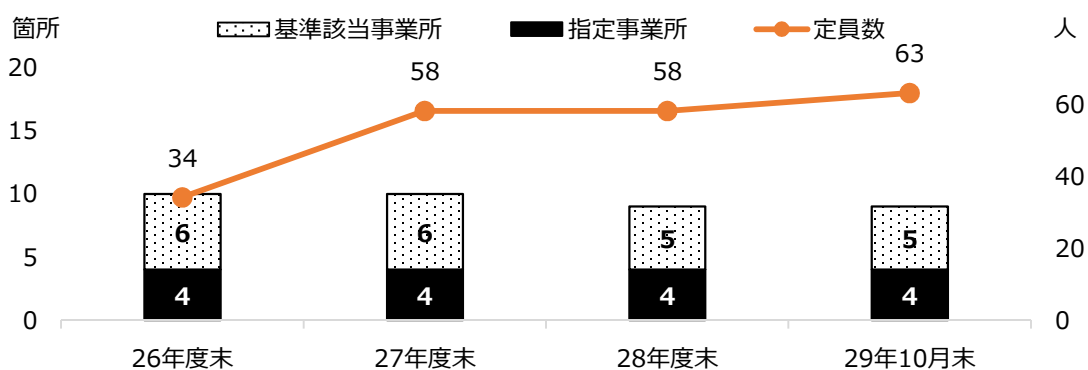
近年、事業所数に大きな変化が見られないことから、平成29年度の実績見込みから横ばいで推移するものと見込みます。

### ③ 自立訓練(生活訓練)

#### サービスの概要

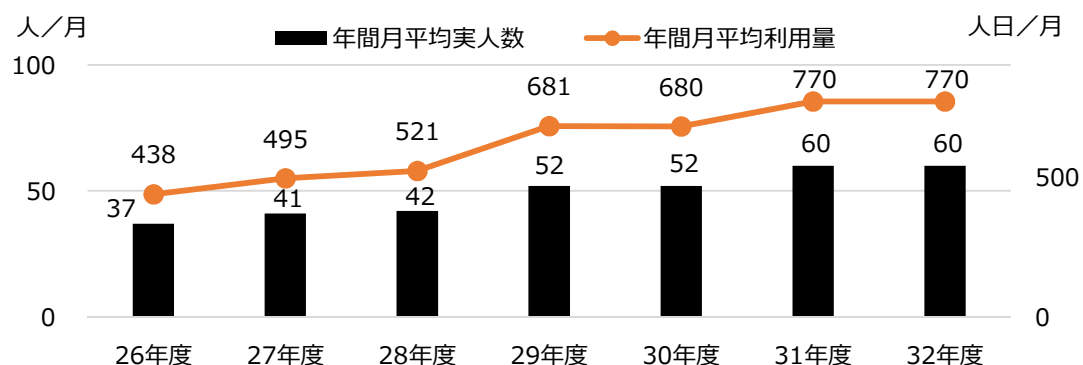
知的障害者又は精神障害者に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、または対象者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

#### 事業所数及び定員の推移



※基準該当事業所は空床型であるため、定員数については、指定事業所分のみになります。

#### 実績及び見込量



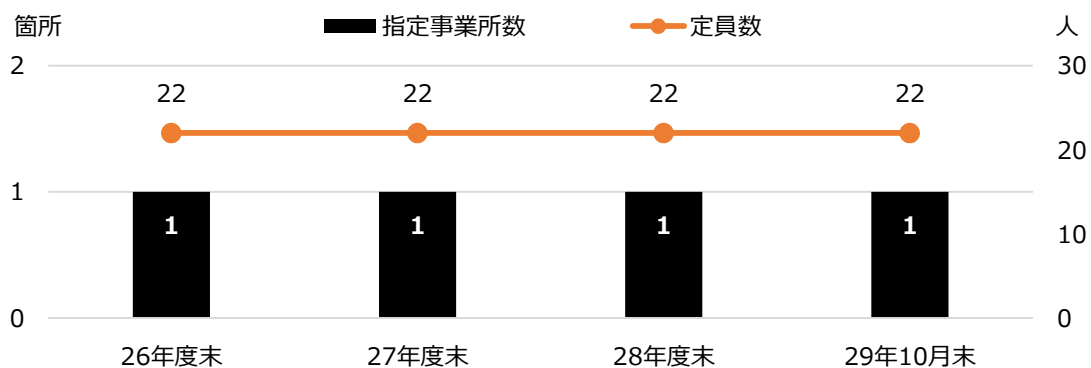
指定事業所数については、ここ数年変化はありませんが、定員数について若干の増加がみられます。当該サービスは基本的に2年間の標準利用期間が設定されているサービスですが、実利用者数は増加傾向にあり、ニーズの高いサービスであると考えられます。平成29年度においても増加が見込まれることから、今後も段階的に増加するものと見込みます。

## ④ 宿泊型自立訓練

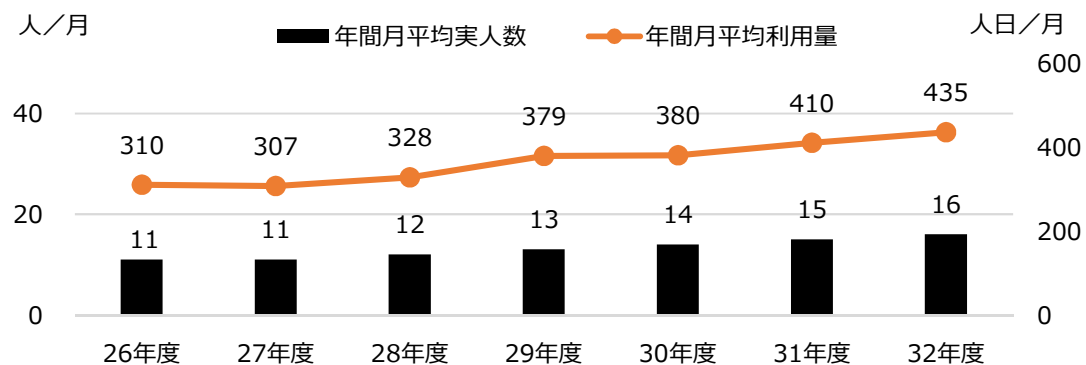
### サービスの概要

知的障害者又は精神障害者に、居室その他設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

### 事業所数及び定員の推移



### 実績及び見込量



指定事業所数については、平成26年度末より変化がなく、実利用者数については、微増傾向となっています。

過去の実績を勘案し、実利用者及び利用量ともに微増傾向で推移するものと見込みます。

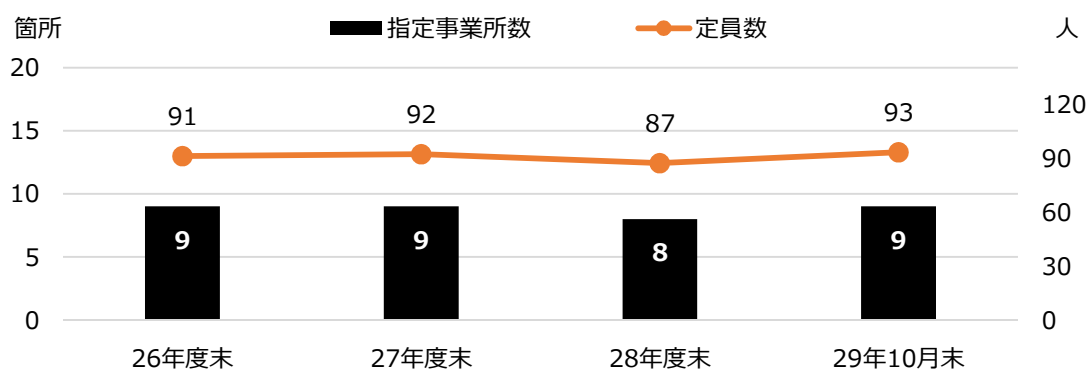


## ⑤ 就労移行支援

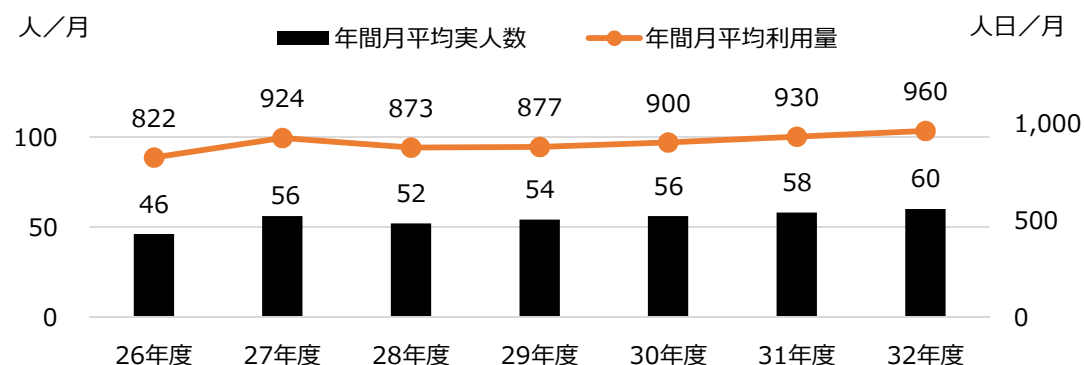
### サービスの概要

就労を希望する65歳未満の障害のある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

### 事業所数及び定員の推移



### 実績及び見込量



事業所数に若干の増減はありますが、利用者数についてはほぼ横ばいで推移しています。

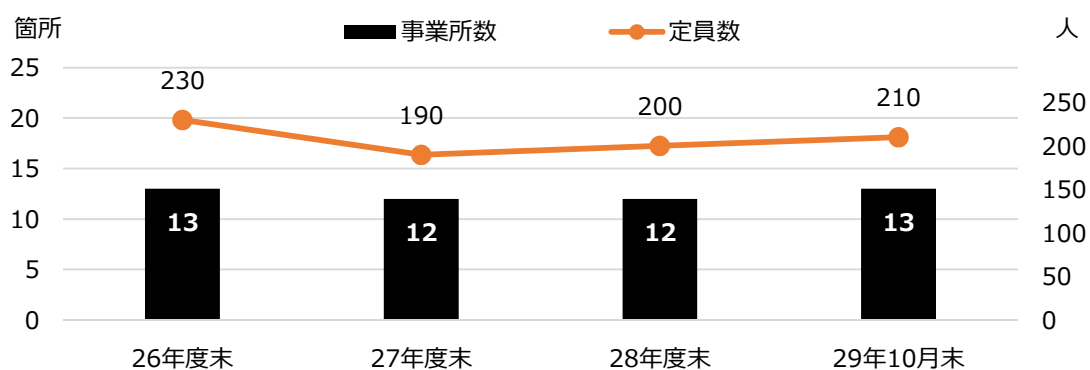
平成29年度に入り、1事業所増え、利用者数については若干の増加に転じていることから、今後は実利用者・利用量ともに微増で推移するものと見込みます。

## ⑥ 就労継続支援A型

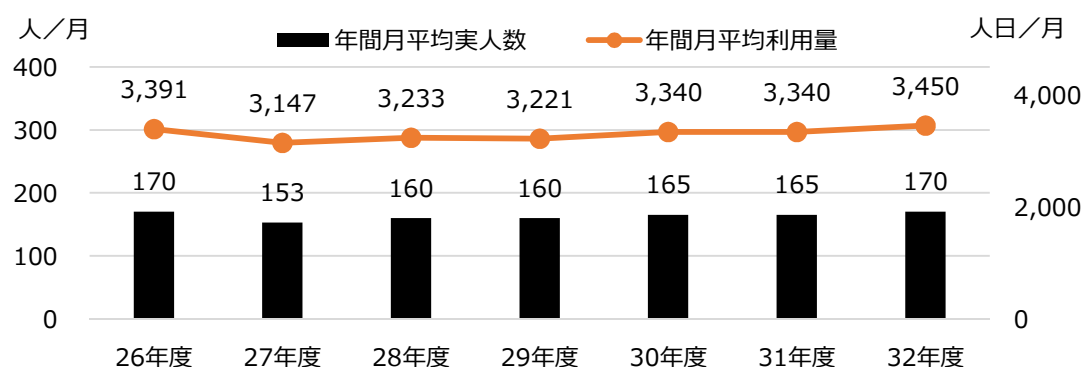
### サービスの概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

### 事業所数及び定員の推移



### 実績及び見込量



平成27年度実績においては、事業所が減少したため、実利用者及び利用量ともに減少となっていますが、その後はほぼ横ばいで推移しています。

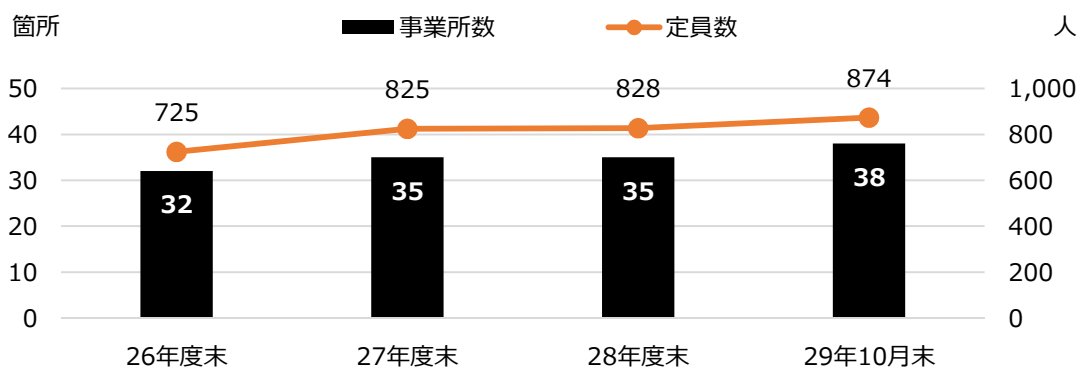
平成29年度に入り、1事業所増加となったことから、今後は微増傾向で推移するものと見込みます。

## ⑦ 就労継続支援B型

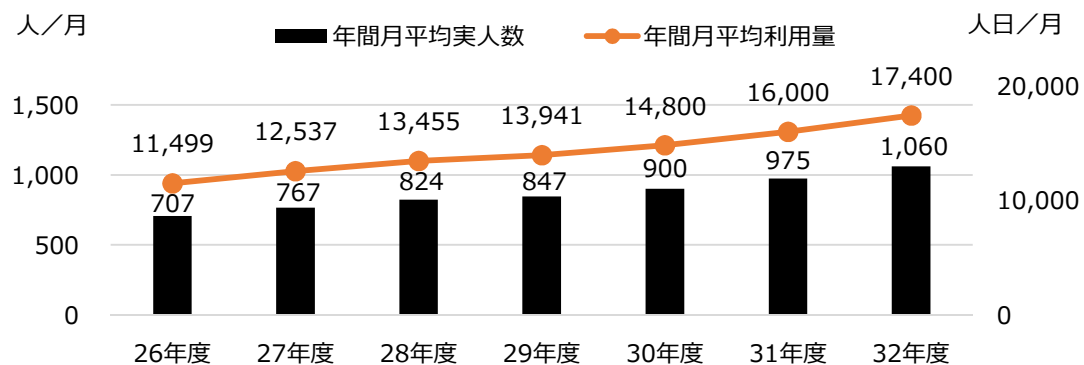
### サービスの概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人のうち、通常の事業所に雇用されていた人で、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されることが困難な人に、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

### 事業所数及び定員の推移



### 実績及び見込量



障害福祉サービスの通所系サービスの中で最も事業所数が多いサービスであり、事業所数も増加傾向にあるため、利用者数・利用量ともに増加しています。

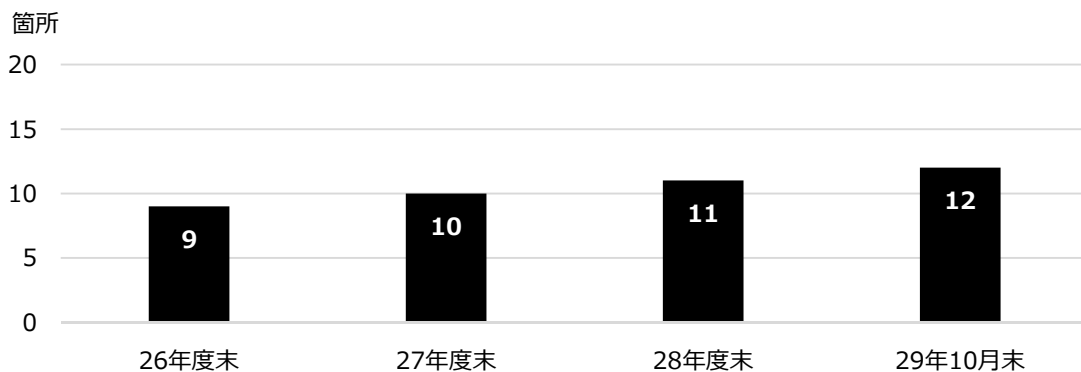
過去の伸び率に加え、福祉施設及び精神科病院から退所・退院した方の利用を勘案し、増加傾向で見込みます。

## ⑧ 短期入所

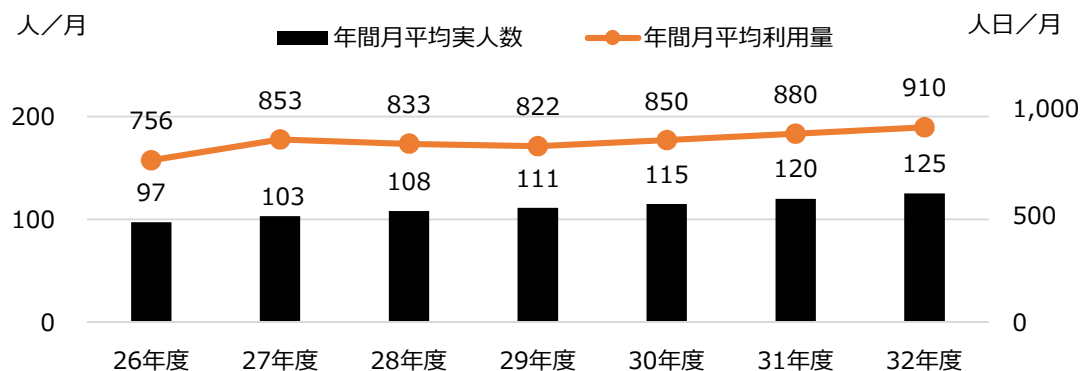
### サービスの概要

居宅においてその介護を行う者の疾病やその他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人や子どもについて、当該施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

### 事業所数の推移



### 実績及び見込量



事業所数が段階的に増加していることから、実利用者数については微増傾向があります。

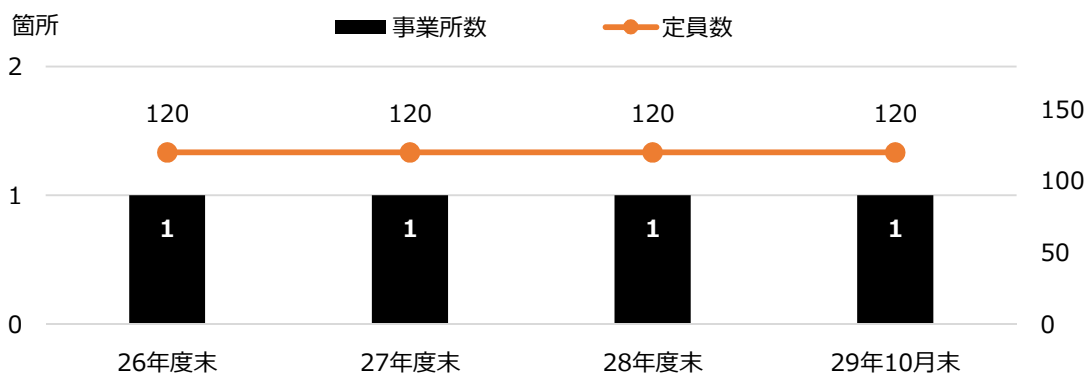
ニーズの高いサービスであることから、今後利用の増加が見込まれ、ニーズに応じたサービスの確保に向けた取組が必要です。

## ⑨ 療養介護

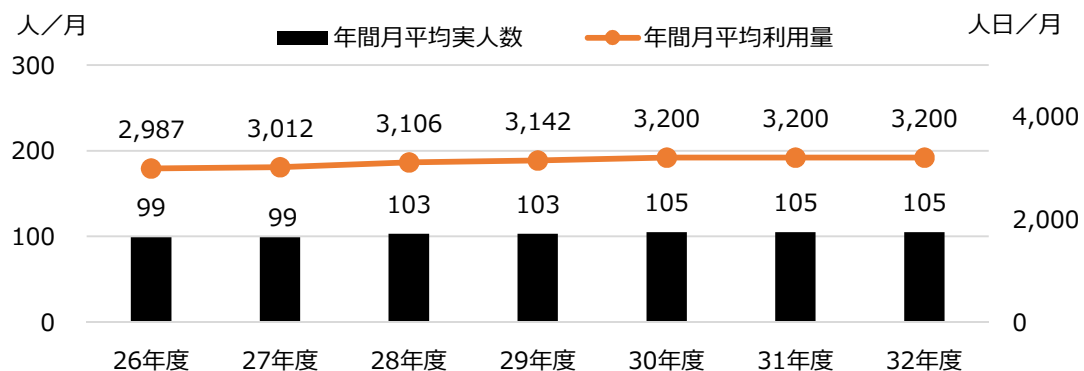
### サービスの概要

病院における機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護日常生活上の支援その他必要な医療を要する障害のある人に，主として昼間に，病院において機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

### 事業所数及び定員の推移



### 実績及び見込量



平成26年度以降，事業所数及び実利用者数ともに横ばいで推移しています。

指定事業所は病院に限られており，今後事業所数の増加は見込まれないため，横ばいで推移するものと見込みます。

### 3-1-2 居住系

※見込量は各年度における月平均値

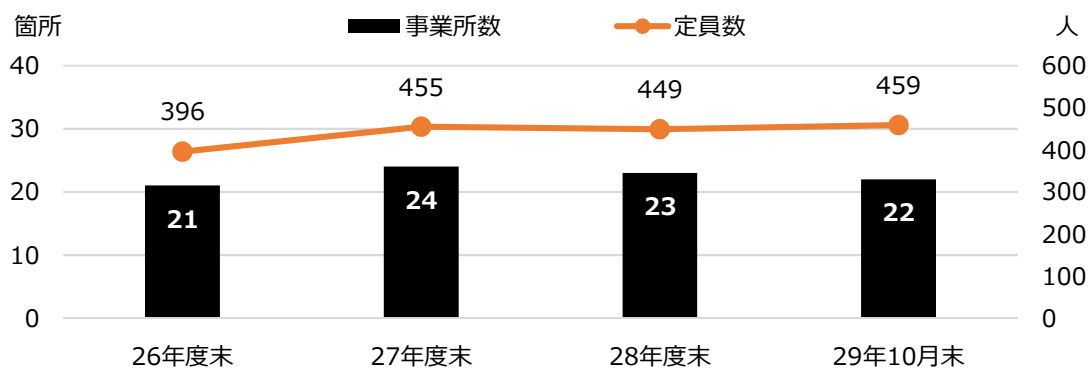
	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	410 人/月	455 人/月	515 人/月
施設入所支援	414 人/月	414 人/月	414 人/月

## ① 共同生活援助(グループホーム)

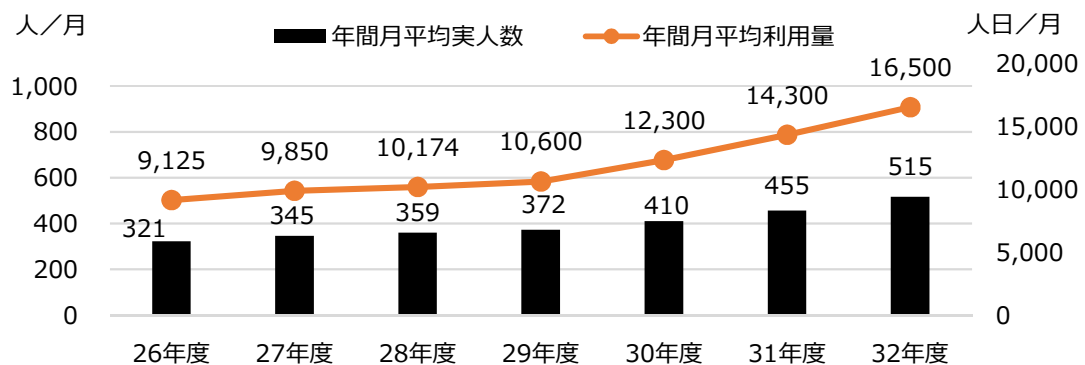
### サービスの概要

障害のある人に、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上を援助を行います。

### 事業所数の推移



### 実績及び見込量



事業所数・定員数については増減が見られるが、実利用者数については、増加傾向にあります。

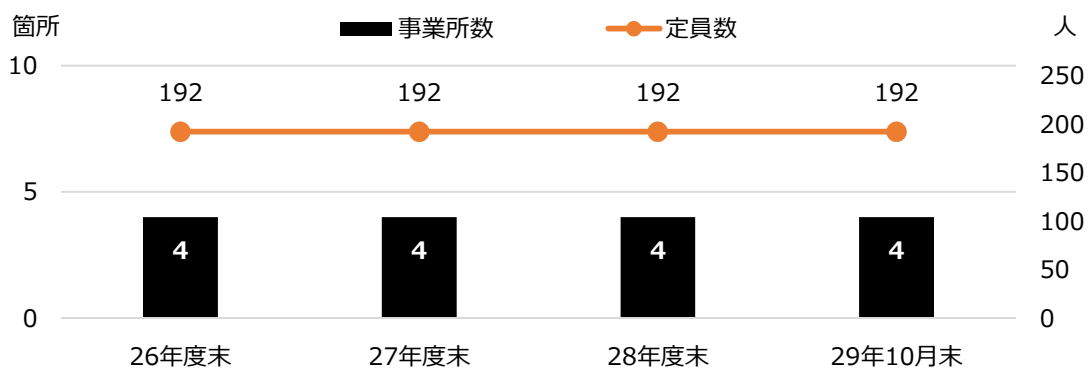
今後も親亡き後、福祉施設及び精神科病院から退所・退院した方の居住場所としてのニーズは高いため、増加するものと見込みます。

## ② 施設入所支援

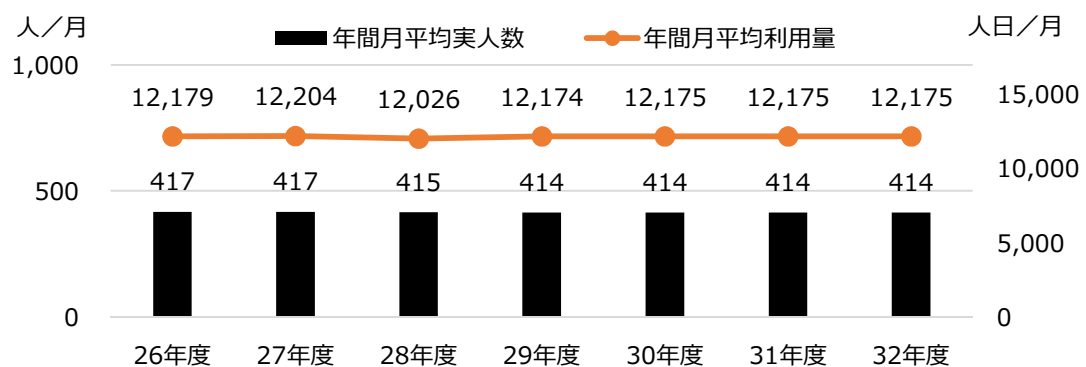
### サービスの概要

施設に入所する障害のある人に、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

### 事業所数の推移



### 実績及び見込量



施設数・定員数ともに変化がみられないため、実利用者数についても、ほぼ変動がありません。

今後も横ばいで推移するものと見込みます。



### 3-1-3 訪問系

※見込量は各年度における月平均値

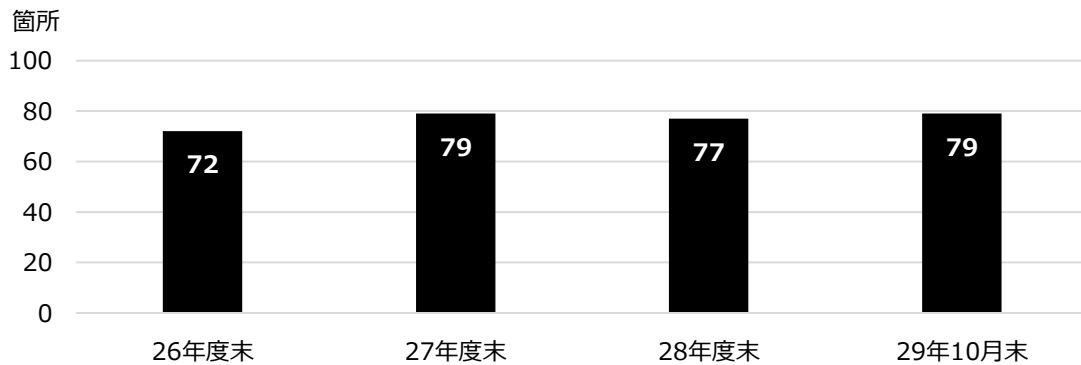
		30年度	31年度	32年度
居宅介護		9,800 時間/月	10,300 時間/月	10,800 時間/月
	人数	520 人/月	550 人/月	580 人/月
重度訪問介護		3,200 時間/月	3,700 時間/月	3,700 時間/月
	人数	6 人/月	7 人/月	7 人/月
行動援護		70 時間/月	85 時間/月	85 時間/月
	人数	4 人/月	5 人/月	5 人/月
同行援護		1,600 時間/月	1,700 時間/月	1,780 時間/月
	人数	95 人/月	100 人/月	105 人/月

## ① 居宅介護

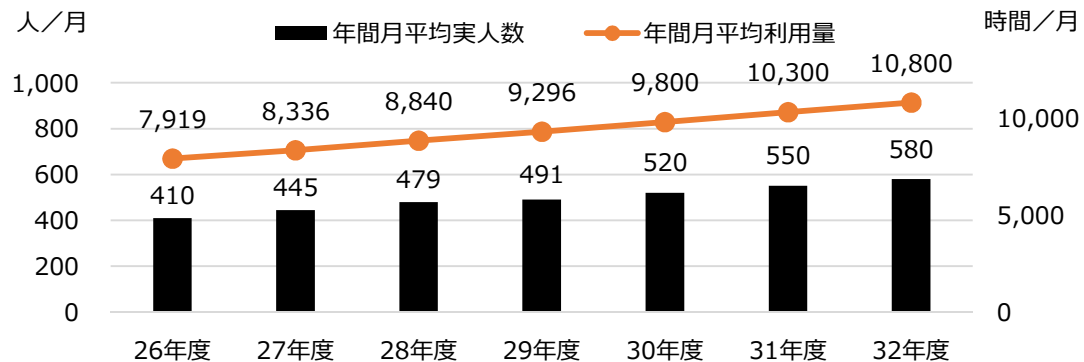
### サービスの概要

障害のある人や子どもに、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

### 事業所数の推移



### 実績及び見込量



事業所数に増減は見られるものの、実利用者数は増加傾向にあります。各年度における、一人当たりの利用時間数はほぼ変わらない形で推移しています。

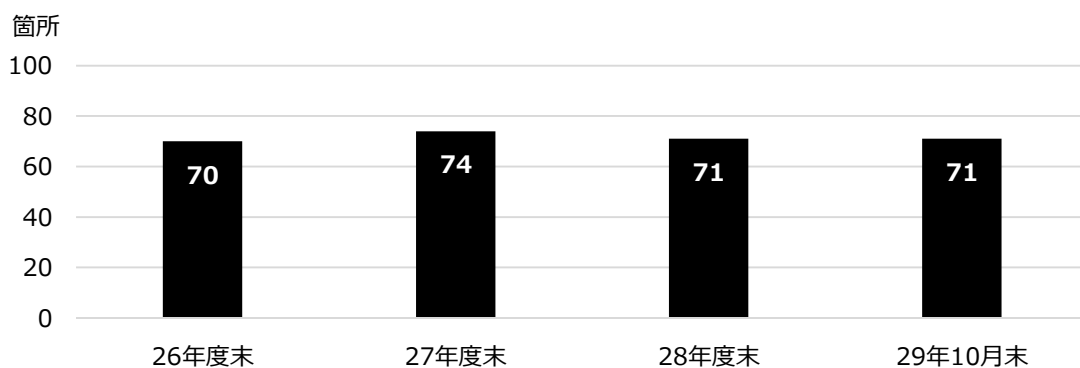
過去の実利用者の伸び率を勘案し、利用者数・利用量ともに増加傾向で推移するものと見込みます。

## ② 重度訪問介護

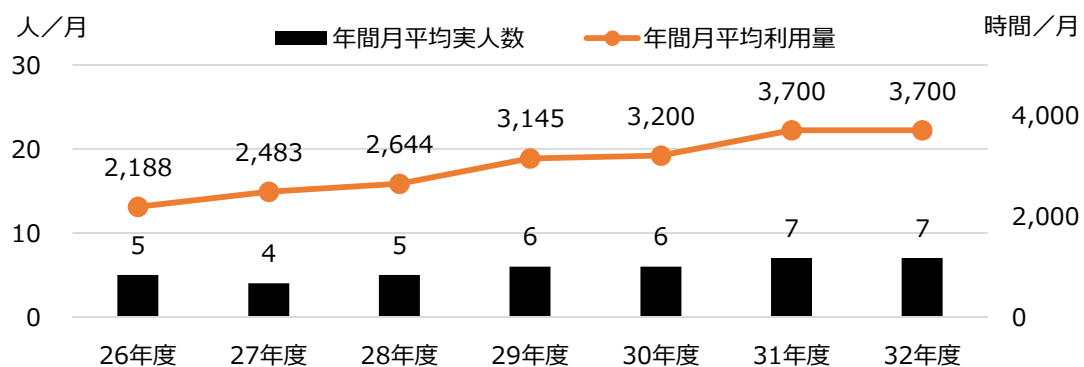
### サービスの概要

重度の肢体不自由または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動中の介護等、生活全般にわたる援助を総合的に行います。

### 事業所数の推移



### 実績及び見込量



事業所数については若干の変動がみられますが、利用者数は微増傾向にあります。近年は一人当たりの利用時間数には大きな変化はみられていません。

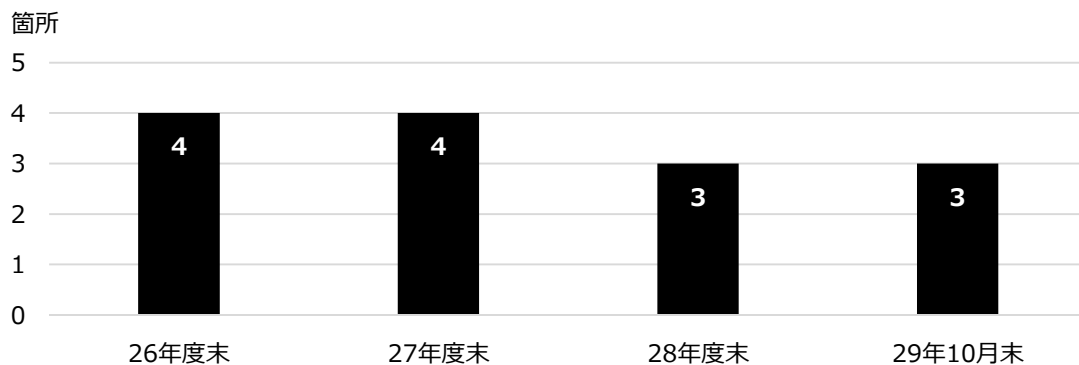
利用者数については、過去の実績を勘案して微増と見込み、利用量については平成28年度及び平成29年度実績見込みを勘案し、段階的に増加するものと見込みます。

### ③ 行動援護

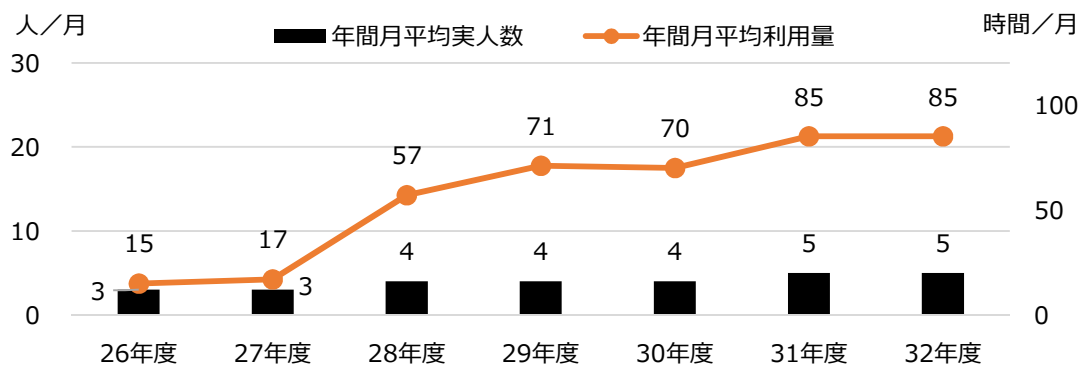
#### サービスの概要

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人や子どもが行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の対象者が行動する際の必要な援助を行います。

#### 事業所数の推移



#### 実績及び見込量



事業所数が減少する中で、利用者は微増傾向で推移しています。

また、一人当たりの利用量については平成28年度から増加に転じています。

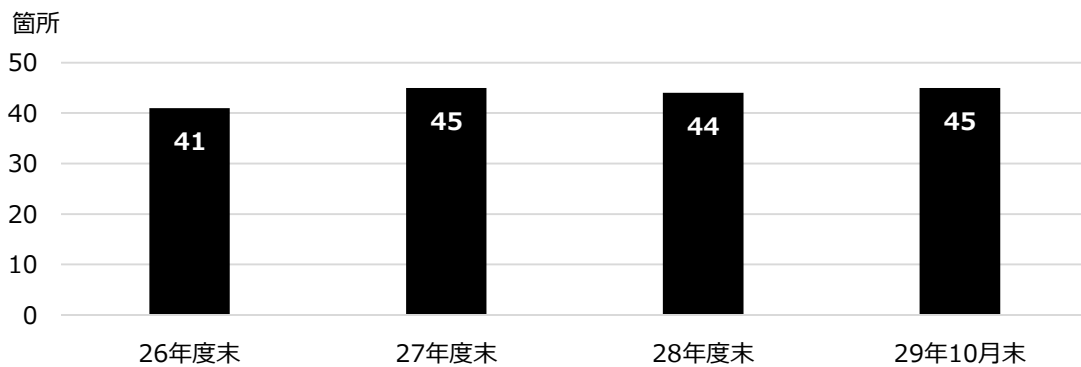
利用者数については、過去の実績を参考として微増と見込み、利用量については、平成28年度実績、平成29年度実績見込みを勘案し、段階的に増加するものと見込みます。

## ④ 同行援護

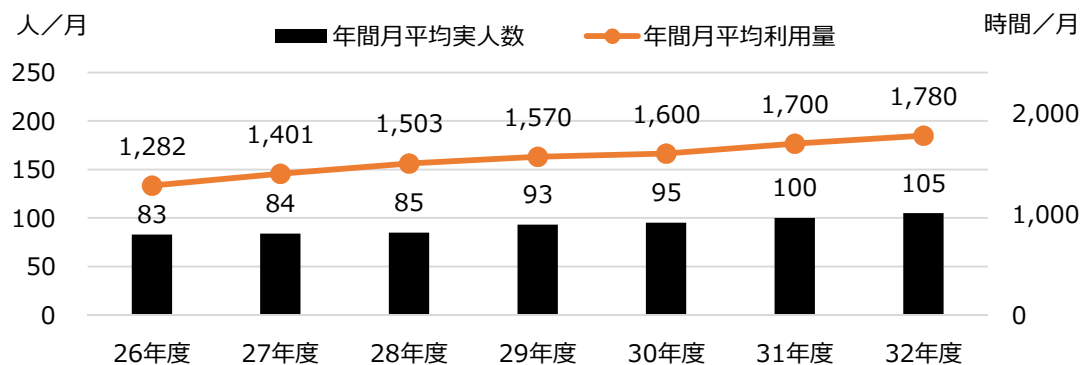
### サービスの概要

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人や子どもが外出する際に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の対象者が外出する際の必要な援助を行います。

### 事業所数の推移



### 実績及び見込量



事業所数に若干の増減がある中で、利用者数は微増傾向で推移しています。

また、一人当たりの利用量については若干の増加傾向がみられます。

過去の実績を参考とし、利用者数は微増傾向で推移するものとし、利用量については、一人当たりの利用量の伸び率を参考に増加傾向で推移すると見込みます。

### 3-2 障害児通所支援の見込量

※見込量は各年度における月平均値

	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	200 人日/月	205 人日/月	210 人日/月
人数	900 人/月	920 人/月	940 人/月
医療型児童発達支援	15 人日/月	15 人日/月	15 人日/月
人数	6 人/月	6 人/月	6 人/月
放課後等デイサービス	6,200 人日/月	6,900 人日/月	7,600 人日/月
人数	500 人/月	560 人/月	620 人/月
保育所等訪問支援	18 人日/月	20 人日/月	22 人日/月
人数	18 人/月	20 人/月	22 人/月

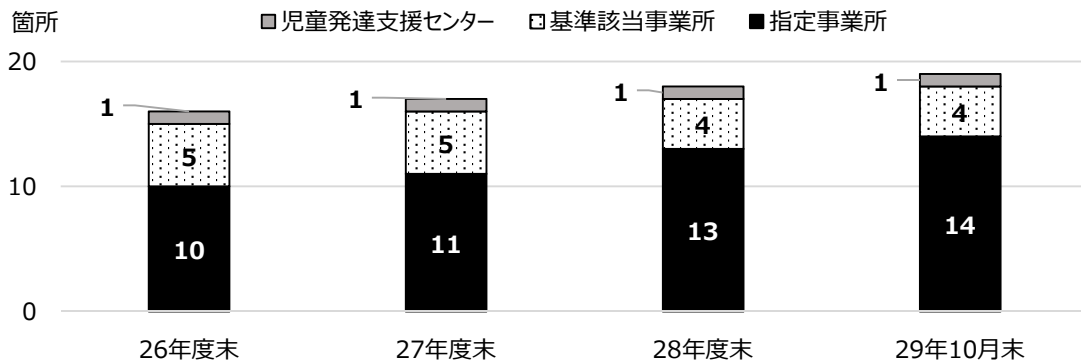
※人日分とは、日中活動系サービスの供給量を示す単位

## ① 児童発達支援

### サービスの概要

未就学の障害のある子どもに、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。

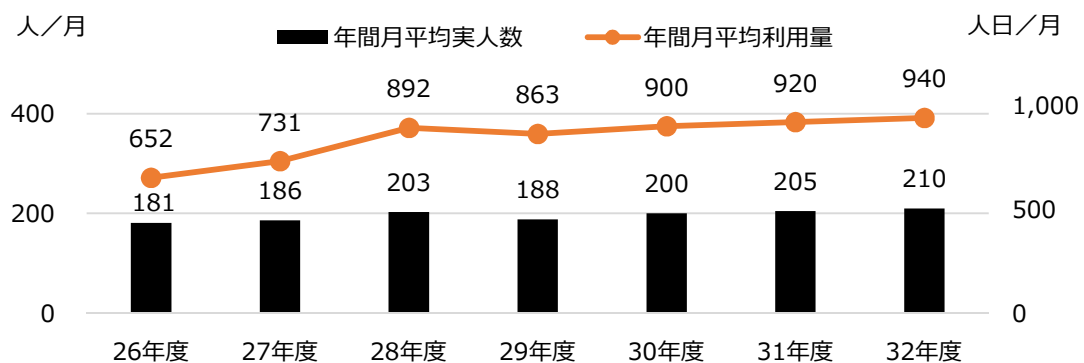
### 事業所数の推移



※29年10月末時点の指定事業所の内、4事業所が主に重症心身障害児を支援する事業所

※指定事業所の殆どが放課後等デイサービスとの多機能型であり、放課後等デイサービスを含めた定員設定であるため、定員数は記載しない。

### 実績及び見込量



事業所数については、微増傾向で推移しています。平成29年度においては利用者数及び利用量ともに若干の減少がみられますが、障害の早期発見体制も充実してきており、今後もニーズの高いサービスであると考えます。

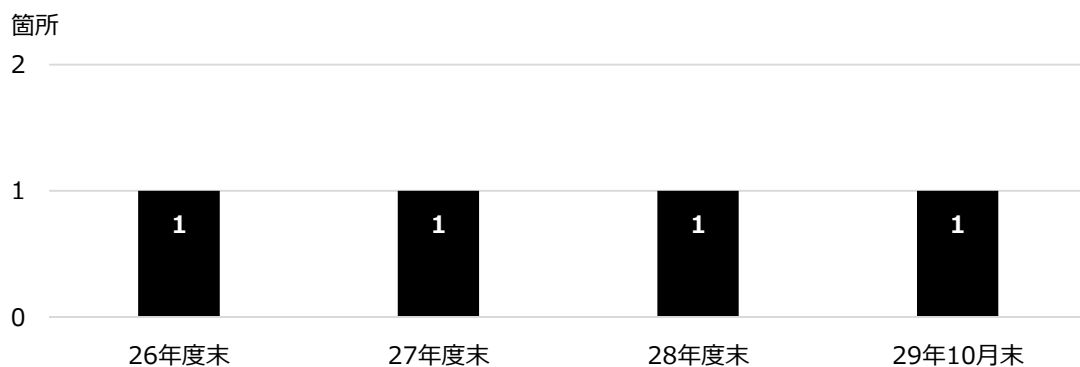
平成26年度実績から平成28年度実績の伸び率を勘案し、微増傾向で推移するものと見込みます。

## ② 医療型児童発達支援

### サービスの概要

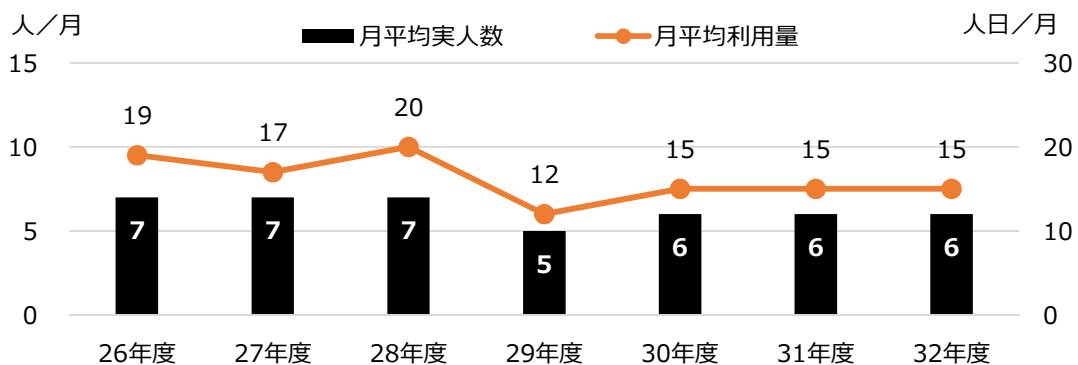
未就学の肢体不自由がある子どもに、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等及び治療を行います。

### 事業所数の推移



※児童発達支援を含めた定員設定であるため、定員数については記載しない。

### 実績及び見込量



事業所数に変化なく、利用者・利用量ともに大きな増減は見られません。

平成29年度において、若干の減少傾向がみられますが、過去の実績を勘案し、横ばいで推移するものと見込みます。

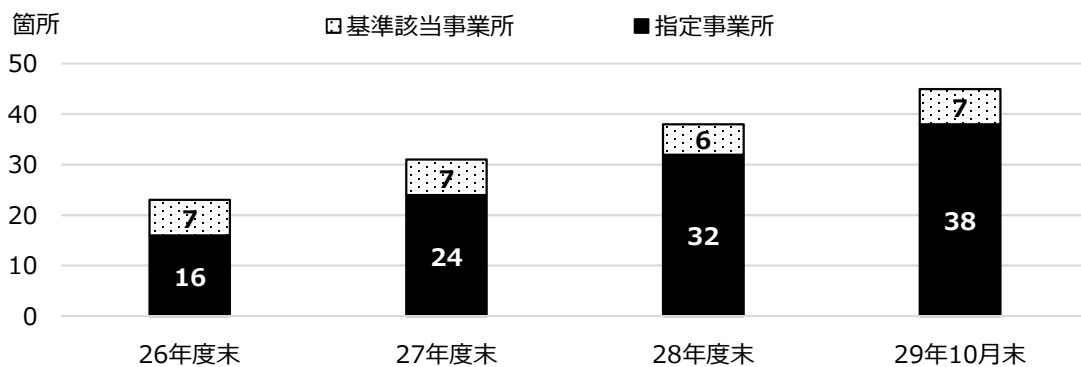


### ③ 放課後等デイサービス

#### サービスの概要

幼稚園，大学を除く，就学している障害のある子どもに，学校終了後又は休業日において，生活能力向上に必要な訓練，社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

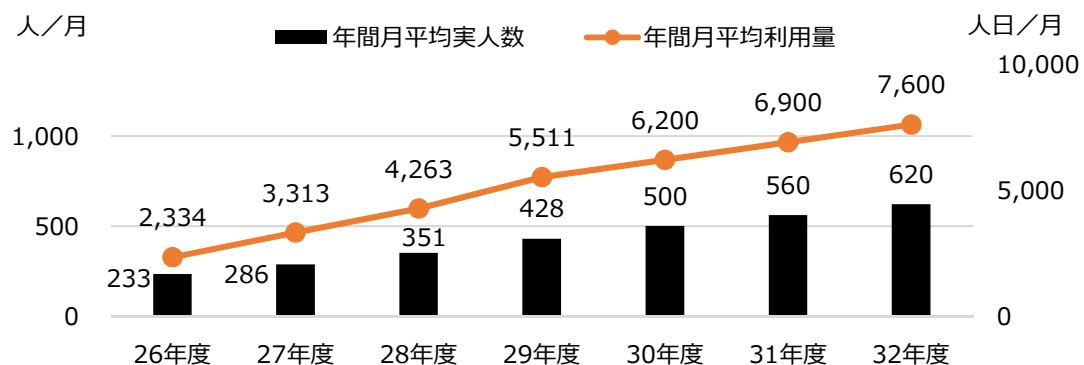
#### 事業所数の推移



※29年10月末時点の指定事業所の内，6事業所が主に重症心身障害児を支援する事業所

※指定事業所の殆どが児童発達支援との多機能型であり，児童発達支援を含めた定員設定であるため，定員数は記載しない。

#### 実績及び見込量



障害児通所支援において，最も事業所数・利用者数が多いサービスとなっています。

事業所数の伸びも著しく，それに伴って利用者数の伸びも顕著となっています。

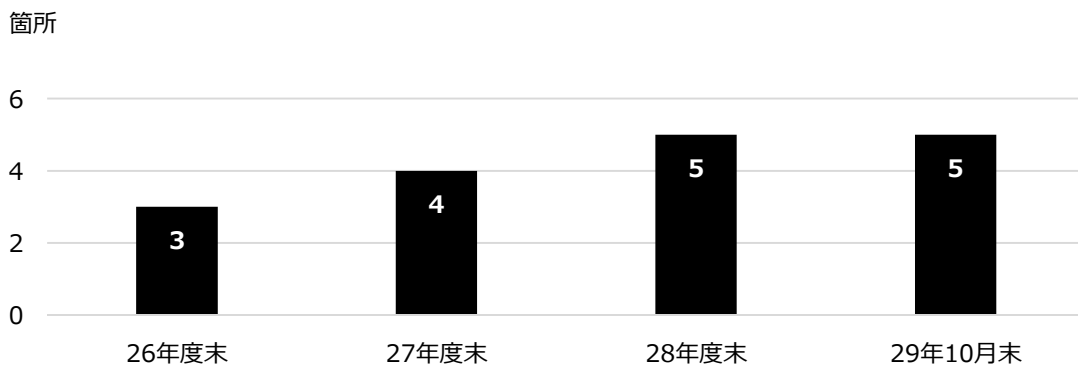
放課後・長期休暇時へのニーズは高く，今後も増加傾向で推移するものと見込みます。

## ④ 保育所等訪問支援

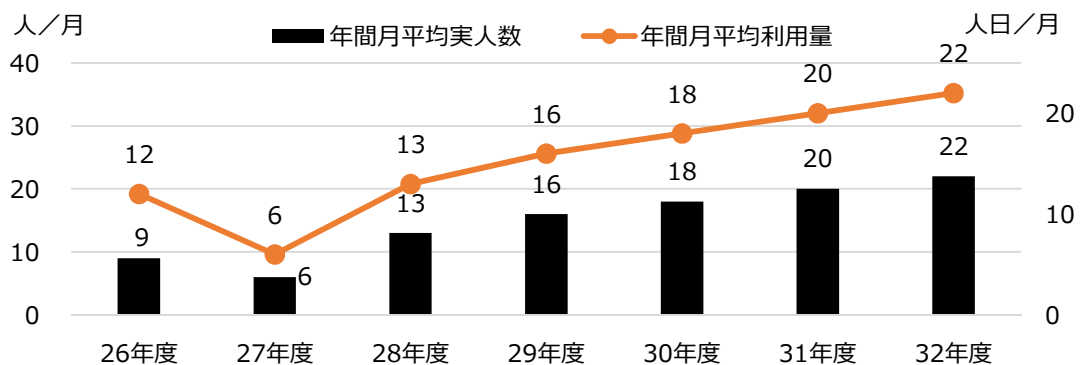
### サービスの概要

保育所等を利用している障害のある子どもが、保育所等において集団生活に適応するために必要な専門的な支援その他必要な支援を行います。

### 事業所数の推移



### 実績及び見込量



事業所数は微増傾向にあります。利用者数については平成28年度より増加傾向にあり、ニーズが高まってきていると考えられます。

平成28年度実績及び平成29年度実績見込みを勘案し、今後は増加傾向で推移するものと見込みます。

### 3-3 相談支援の見込量

※見込量は各年度における月平均値

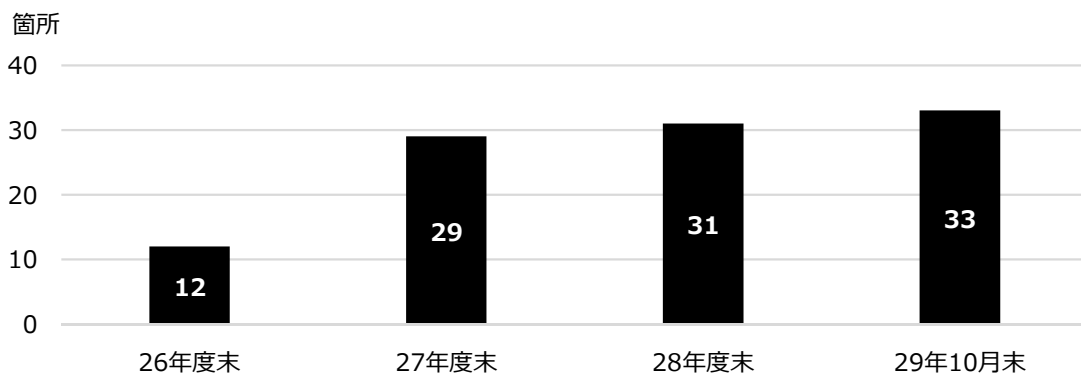
	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	445 人/月	470 人/月	500 人/月
障害児相談支援	160 人/月	180 人/月	190 人/月
地域移行支援	23 人/月	28 人/月	33 人/月
地域定着支援	25 人/月	30 人/月	35 人/月

## ① 計画相談支援

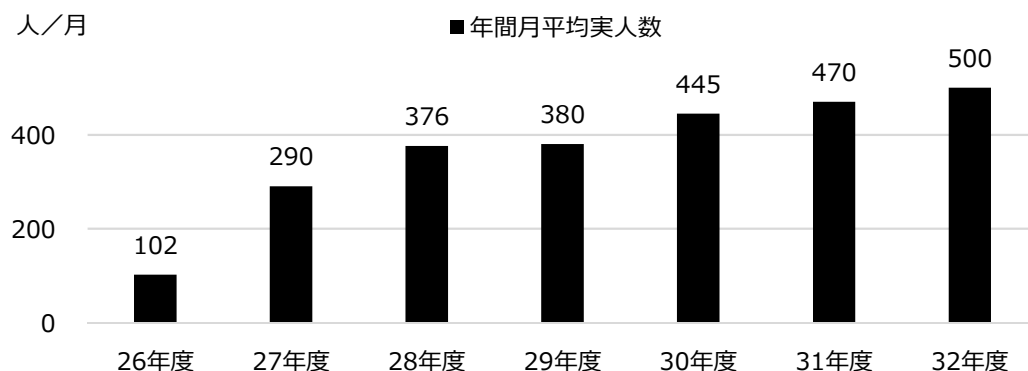
### サービスの概要

障害福祉サービスや地域相談支援の申請若しくは変更の申請に係る障害のある人若しくは障害のある子どもの心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に係る事項を記載したサービス等利用計画案を作成します。

### 事業所数の推移



### 実績及び見込量



計画作成率については、平成29年3月末時点において約85%の作成率となっています。事業所数の増加もあり、平成29年度中には100%に達する見込みとなっています。

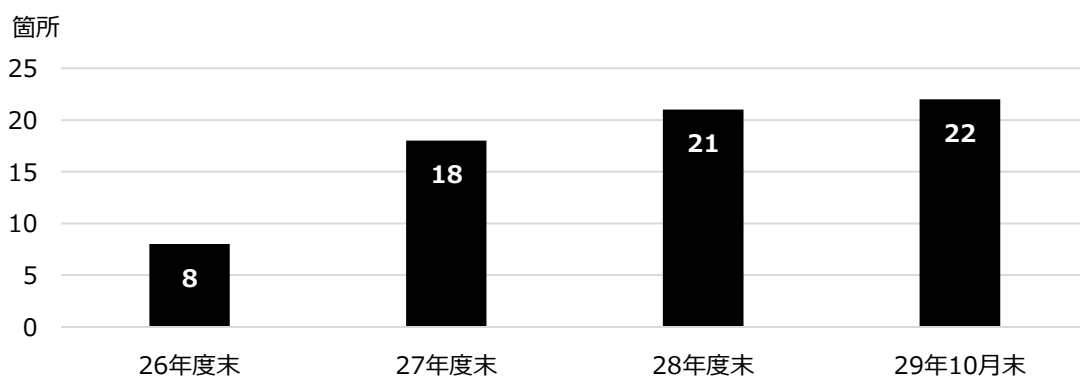
見込量については、平成26年度末から平成28年度末の支給決定者数の伸びを勘案するとともに、一人当たり年2回のモニタリングを行うとものして見込みます。

## ② 障害児相談支援

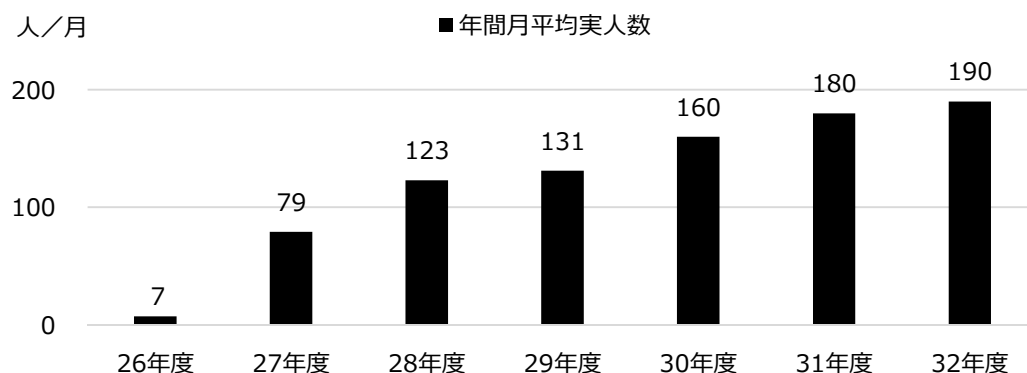
### サービスの概要

障害児通所支援の申請若しくは変更の申請に係る障害のある子どもの心身の状況、その置かれている環境、障害のある子ども又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の利用に係る事項を記載した障害児支援利用計画案を作成します。

### 事業所数の推移



### 実績及び見込量



計画作成率については、平成29年3月末時点において100%に達しています。

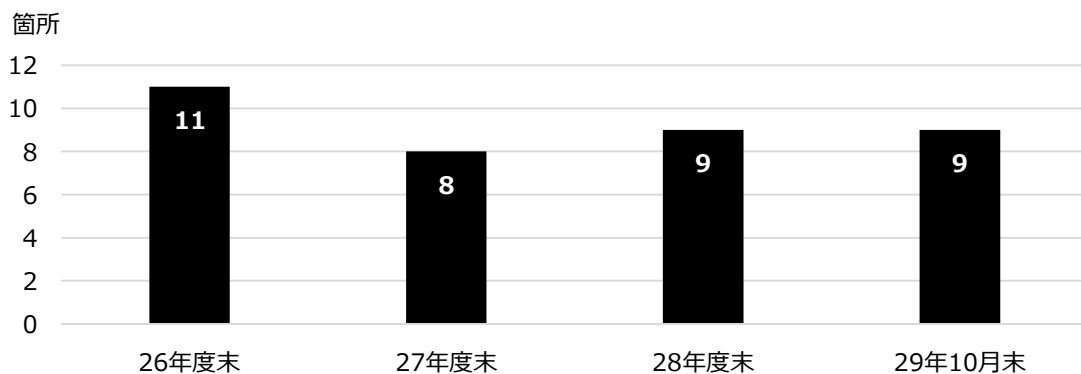
見込量については、平成26年度末から平成28年度末の支給決定者数の伸びを勘案するとともに、一人当たり年3回のモニタリングを行うものとして見込みます。

### ③ 地域移行支援

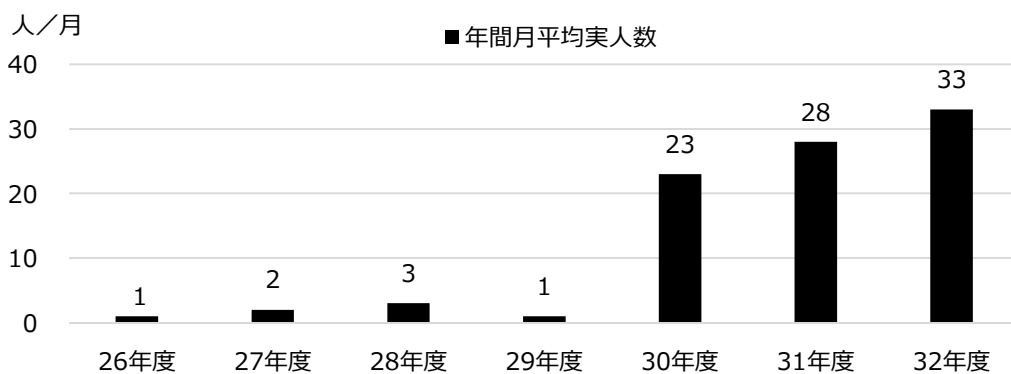
#### サービスの概要

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害者その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

#### 事業所数の推移



#### 実績及び見込量



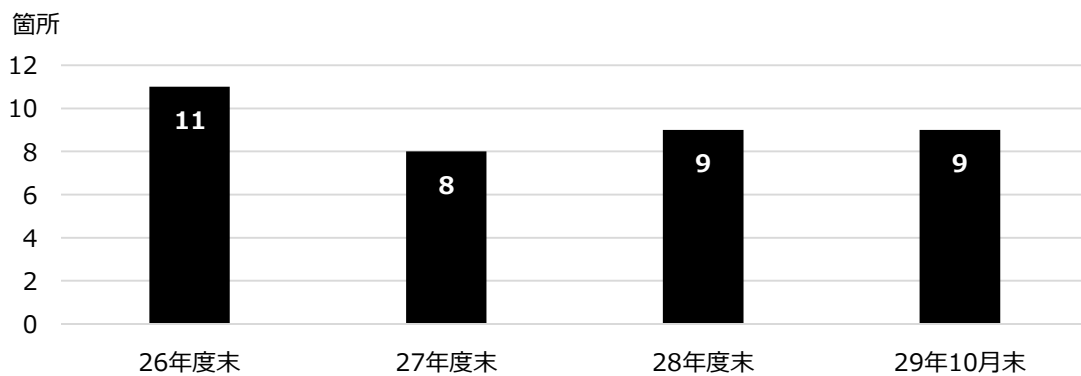
事業所数については横ばいで推移していますが、実績は低い状況で推移しています。今後は福祉施設からの地域生活へと移行する方に加え、計画期間中に、精神科病院から150の方が段階的に地域生活へ移行することを目標としており、今後増加していくものと見込みます。

## ④ 地域定着支援

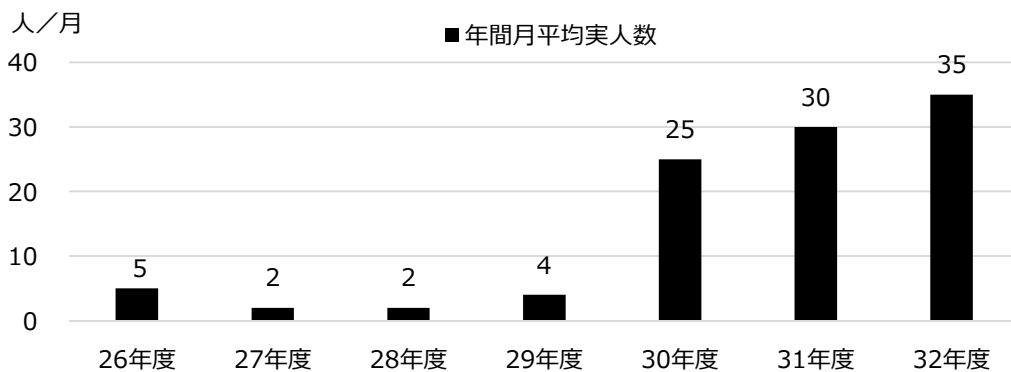
### サービスの概要

居宅において単身等で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

### 事業所数の推移



### 実績及び見込量



事業所数については横ばいで推移していますが、実績は低い状況で推移しています。今後は福祉施設からの地域生活へと移行する方に加え、計画期間中に、精神科病院から150の方が段階的に地域生活へ移行することを目標としており、今後増加していくものと見込みます。

### 3-4 平成30年度からの新規サービスの見込量

※見込量は各年度における月平均値

		30年度	31年度	32年度
就労定着支援		45 人/月	95 人/月	145 人/月
自立生活援助		20 人/月	20 人/月	20 人/月
居宅訪問型		50 人日/月	60 人日/月	70 人日/月
児童発達支援	人数	25 人/月	30 人/月	35 人/月

※人日とは、日中活動系サービスの供給量を示す単位

#### ① 就労定着支援

就労移行支援事業所等を経て一般就労に移行した人で、特に生活面の課題がある人に対して就労定着支援事業所が職場や自宅への訪問等により、生活リズムや体調管理に関する課題に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

見込量については、30年度に45人、31年度、32年度にそれぞれ50人の方が一般就労するとし、一般就労後、就労定着支援を利用すると見込みます。

#### ② 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から単身生活等をする障害のある人であって、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、必要な情報の提供及び助言並びに相談、計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整その他障害のある人が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な支援を行います。

平成26年度から平成28年度の間において、障害者支援施設及びグループホームを退所し、地域生活へと移行した方の平均人数を見込量とします。



### ③ 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援，医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもについて，障害のある子どもの居宅を訪問し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，生活能力の向上のために必要な訓練を実施します。

本市が把握している医療的ケアが必要な児童数及び新規利用者数（各年度5人）を見込利用者数として，一人当たり月2回の支援を受けるものとして見込みます。

## 3-5 地域生活支援事業

### 3-5-1 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、障害福祉サービスや障害児通所支援といった全国共通サービスとは異なり、都道府県及び市町村が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況等に応じ、柔軟に実施できるものとなっています。

地域生活支援事業においては、複数の事業がある中で、実施しなければならない事業(必須事業)と自主的に取り組むことができる事業(任意事業)があり、それらの種類及び事業内容は次のとおりです。

#### 必須事業

事業名	事業内容
<b>理解促進研修・啓発事業</b>	
ふれあいネットワーク事業	障害のある人への理解やノーマライゼーション社会の実現のための広報・啓発の一環として、市民向けの広報啓発誌を発行します。
ふれあい体験学習事業	障害のある人への理解を深めるため、小・中・高等学校や企業等からの要請に応じ、障害のある人が講師となって、車椅子やアイマスク体験等の出張講座を行います。
ボランティア講座事業	より多くの市民に障害のある人のための様々なボランティアについて知ってもらい、ボランティア活動のきっかけ作りになる講座を開催します。
手話普及啓発事業	パンフレットによる情報提供や市民向けの研修を通して手話に対する理解拡大に努め、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。
<b>自発的活動支援事業</b>	知的障害者等がボランティア活動や団体活動を行うことにより自信を持ち、仲間と話し合い、自立のために社会に働きかける活動の支援を行います。
<b>障害者相談支援事業</b>	
障害者相談支援事業	障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障害のある人に対する虐待の防止及びその早期発見のための連絡調整その他の障害のある人等の権利の擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	地域における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門職員を基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言・情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望する方につき、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言等を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。  ※当該事業に係る内容は障害者相談支援事業の中で実施します。

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者に対し、市長が代わって後見等の開始の審判請求を行い、必要に応じて、申立て経費や後見人報酬などの全部又は一部を助成することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。  ※現状本市において、法人後見受任を実施しているのは高知市社会福祉協議会のみであり、今後各法人において実施可能性を踏まえ、必要に応じて検討します。
<b>意思疎通支援事業</b>	
手話通訳者派遣事業	聴覚障害者の社会参加を促進するため、聴覚障害者が医療機関や公的機関に赴く際等に手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害者の社会参加を促進するため、聴覚障害者が医療機関や公的機関に赴く際等に要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	市役所に来庁した聴覚障害者が円滑に意思疎通を図ることができるように、福祉事務所内に手話通訳者を設置します。
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	重度障害児・者が医療機関に入院した際に、日頃関わりのある支援員をコミュニケーション支援員として派遣し、医療機関従事者との意思疎通支援を図ります。
<b>日常生活用具給付等事業</b>	障害のある人等に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
<b>手話奉仕員養成研修事業</b>	初心者を対象とした手話講習を開催し、日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。
<b>移動支援事業</b>	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人や子どもについて、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。
身体障害者等社会参加応援バス運行事業	在宅の身体障害のある人等に対し、社会参加応援バスの運行により、交通手段を確保し社会参加を支援します。
<b>地域活動支援センター機能強化事業</b>	
Ⅰ 型	精神保健福祉士等の専門職を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害のある人に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行うものへの補助を行います。
Ⅱ 型	地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人が通所し、機能訓練、社会参加適応訓練等を行うことにより、自立と生きがいを高める事業を行うものへの補助を行います。
Ⅲ 型	作業指導、生活訓練等を実施する事業を行うものへの補助を行います。

事業名	事業内容
障害児療育等支援事業	<p>在宅の重症心身障害児・者、知的障害児・者、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図ります。</p> <p>※当該事業に係る内容については、障害児通所支援及び障害者相談支援事業並びに子ども発達支援センターにおける早期療育教室、親子通園施設ひまわり園及び巡回支援専門員整備等の中で実施します。</p>
<b>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</b>	
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	手話通訳に必要な語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者の養成研修を実施します。(※高知県との合同実施)
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を実施します。(※高知県との合同実施)
<b>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</b>	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	<p>聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。</p> <p>※当該事業の内容については、必須事業の中の「手話通訳者派遣事業」、「要約筆記者派遣事業」において実施します。</p>
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。(※高知県との合同実施)

## 任意事業

事業名	事業内容
福祉ホーム運営事業	家庭、住宅環境等の理由により、在宅において生活することが困難な障害のある人について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難な重度の身体障害者等の身体の清潔保持、心身機能の維持を図るため、その家庭に訪問入浴者を派遣して入浴サービスを提供します。
<b>生活訓練等事業</b>	
視覚障害者生活訓練	視覚障害者を対象として、歩行訓練、日常生活動作訓練、福祉機器の活用方法、社会資源の活用方法、コミュニケーションに関すること(墨字、点字、パソコン等)などの支援を行います。
視覚障害者機器講習	視覚障害者を対象として、パソコンの操作や情報の検索方法等の講習を開催し、自ら情報を取得できるよう支援を行います。
IT推進講習	身体障害者を対象として、パソコン講習等を開催し、自ら情報を取得できるよう支援を行います。
自動車運転免許講座	身体障害者を対象として、運転免許取得教習前の準備講習や運転免許技術の再獲得に向けた支援を行います。

事業名	事業内容
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害のある人に活動の場を提供し、見守りや創作活動、日常的な訓練等を行います。
巡回支援専門員整備	発達障害に関する知識を有する専門員(子ども発達支援員)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保	相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する事業であり、一般相談支援事業所に個別給付が軌道にのるまでの期間限定で委託します。
レクリエーション活動等支援事業	レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害のある人等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室やスポーツ大会等を開催します。
文化芸術活動振興事業	障害のある人等の芸術文化活動を振興するため、各種教室を開催し、芸術文化活動の機会を提供します。
<b>点字・声の広報等発行事業</b>	
障害福祉のしおり	障害のある人に対し、情報取得のより広い選択肢を提供するために、障がい福祉課が毎年発行する、各種制度等をまとめた冊子について、点訳及び音訳を行います。
議会だより	障害のある人に対し、情報取得のより広い選択肢を提供するために、議会事務局が発行する議会だよりについて、点訳及び音訳を行います。
広報「あかるいまち」	障害のある人に対し、情報取得のより広い選択肢を提供するために、高知市が発行する広報「あかるいまち」について、点訳及び音訳を行います。
奉仕員(点訳)養成研修事業	点訳に必要な技術等を習得した点訳ボランティア養成講座(初級コース)を実施します。
<b>意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業</b>	
手話通訳者養成ステップアップ研修	手話通訳者養成研修の修了者及び登録手話通訳者に対して、実技を中心とした技術向上研修を実施します。(※高知県との合同実施)
点訳・音訳ボランティアステップアップ研修事業	現在活動中の点訳・音訳ボランティアの点訳・音訳技術の向上を図るため、外部講師によるスキルアップ研修及びベテラン・ボランティア講師によるスキルアップ研修を開催します。
要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業	登録要約筆記者を対象に、実技を中心とした技術向上研修を実施します。(※高知県との合同実施)

### 3-5-2 地域生活支援事業の見込量について

地域生活支援事業の見込み量については次のとおりです。

なお、見込み量については、各事業ごとに単位が異なりますが、具体的な量を示すものについては、これまでの実績を基に算出しています。

#### 必須事業

事業名	見込量単位	30年度	31年度	32年度
<b>理解促進研修・啓発事業</b>				
ふれあいネットワーク事業	実施有無	有	有	有
ふれあい体験学習事業	実施有無	有	有	有
ボランティア講座事業	実施有無	有	有	有
手話普及啓発事業	実施有無	有	有	有
<b>自発的活動支援事業</b>	実施有無	有	有	有
<b>相談支援事業</b>				
障害者相談支援事業	実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	基幹相談支援センター設置有無	無	有	有
基幹相談支援センター機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	—	—	—
<b>成年後見制度利用支援事業</b>	実施有無	有	有	有
<b>成年後見制度法人後見支援事業</b>	実施の有無	—	—	—
<b>意思疎通支援事業</b>				
手話通訳者派遣事業	年間派遣回数	530回	530回	530回
要約筆記者派遣事業	年間派遣回数	14回	16回	18回
手話通訳者設置事業	年間設置日数	244日	246日	242日
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	年間延利用者数	3人	3人	3人

事業名	見込量単位	30年度	31年度	32年度	
<b>日常生活用具給付等事業</b>					
介護・訓練支援用具	年間延件数	24件	26件	28件	
自立生活支援用具	年間延件数	125件	130件	135件	
在宅療養等支援用具	年間延件数	46件	48件	50件	
情報・意思疎通支援用具	年間延件数	150件	160件	170件	
排泄管理支援用具	年間延件数	7,600件	7,650件	7,700件	
住宅改修	年間延件数	22件	23件	24件	
<b>手話奉仕員養成研修事業</b>		年間延修了者数	100人	110人	120人
<b>移動支援事業</b>					
移動支援事業	年間実利用者数	245人	250人	255人	
	年間延利用時間数	20,800時間	21,150時間	21,500時間	
身体障害者等社会参加 応援バス運行事業	年間運行回数	80回	85回	90回	
	年間延利用者数	650人	675人	700人	
<b>地域活動支援センター機能強化事業</b>					
I 型	設置箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	
	登録者数	180人	180人	180人	
II 型	設置箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	
	登録者数	120人	120人	120人	
III 型	設置箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	
	登録者数	40人	40人	40人	
<b>障害児療育等支援事業</b>		実施箇所数	—	—	—
<b>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</b>					
手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	講習修了者数	60人	60人	60人	
盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修事業	講習修了者数	10人	10人	10人	
<b>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</b>					
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用者数	—	—	—	
盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業	実利用者数	10人	10人	10人	

## 任意事業

事業名		見込量単位	30年度	31年度	32年度
福祉ホーム運営事業	実施箇所数		1箇所	1箇所	1箇所
	年間実利用者数		4人	4人	4人
訪問入浴サービス事業	実施箇所数		2箇所	2箇所	2箇所
	年間実利用者数		10人	11人	12人
<b>生活訓練等事業</b>					
視覚障害者生活訓練	年間延訓練回数		350回	360回	370回
視覚障害者機器講習	年間延開催数		80回	100回	120回
IT推進講習	年間延開催数		10回	10回	10回
自動車運転免許講座	年間延開催数		2回	2回	2回
日中一時支援事業	年間実利用者数		220人	220人	220人
巡回支援専門員整備	年間実利用者数		1,500人	1,500人	1,500人
	年間延開催数		600回	600回	600回
相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保	実施有無		有	目標達成すれば事業終了	
レクリエーション活動等支援事業	年間延利用者数		1,100人	1,100人	1,100人
文化芸術活動振興事業	年間延利用者数		600人	600人	600人
<b>点字・声の広報等発行事業</b>					
障害福祉のしおり	年間発行回数	点訳版	発行無	1回	発行無
		音訳版	1回	発行無	1回
議会だより	年間発行回数	点訳版	4回	4回	4回
		音訳版	4回	4回	4回
広報「あかるいまち」	年間発行回数	点訳版	12回	12回	12回
		音訳版	12回	12回	12回
奉仕員(点訳)養成研修事業	年間受講者数		10人	10人	10人



事業名		見込量単位	30年度	31年度	32年度
<b>意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業</b>					
手話通訳者養成ステップアップ研修		年間受講者数	170人	170人	170人
点訳・音訳ボランティアステップアップ研修事業	点訳研修	開催数	16回	16回	16回
	音訳研修	開催数	11回	11回	11回
	参加者数	参加者数	100人	100人	100人
要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業		年間受講者数	90人	90人	90人